



参考資料 2

## 第五次環境基本計画の見直しに向けた論点整理

第六次環境基本計画に向けた基本的事項検討会および  
第六次環境基本計画に向けた将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」検討会の  
取りまとめの概要を中心に

2023（令和5）年5月29日



## 現行の第五次環境基本計画の目次

はじめに

### 第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

#### 第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識

#### 第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方

1. 目指すべき持続可能な社会の姿
2. 今後の環境政策が果たすべき役割～経済社会システム、ライフスタイル、技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題の同時解決～
3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方

- (1) 環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化
- (2) 環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応
- (3) 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用

#### 第3章 環境政策の原則・手法

1. 環境政策における原則等
2. 環境政策の実施の手法

### 第2部 環境政策の具体的な展開

#### 第1章 重点戦略設定の考え方

#### 第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

#### 第3章 重点戦略を支える環境政策の展開

### 第3部 計画の効果的実施

### 第4部 環境保全施策の体系

## <第六次環境基本計画>

- 計画期間 2024–2030年（内容は向こう30年以上を視野）
- 第一次環境基本計画から30年の節目で策定されるもの

○ 「**第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会**」（基本的事項検討会）と「**第六次環境基本計画に向けた将来にわたって質の高い生活をもたらす『新たな成長』に関する検討会**」（新たな成長検討会）で議論した以下の内容を中心に、論点整理の案を作成した。

○ 現行第五次環境基本計画の第1部に相当する

- ✓ 現状と課題認識
- ✓ 目指すべき持続可能な社会の姿
- ✓ 今後の環境政策が果たすべき役割、環境政策の展開の基本的考え方
- ✓ 環境政策の原則・手法

○ 第2部に相当する

- ✓ 今後の環境政策の重点としてどのような分野が考えられるのか、その大きな方向性

※東日本大震災からの復興に関する事項については、両検討会では議論しておらず、今後、整理していく予定。

# 環境基本計画の振り返り



|              | 第一次環境基本計画<br>1994年～2000年  | 第二次環境基本計画<br>2000年～2006年   | 第三次環境基本計画<br>2006年～2012年   | 第四次環境基本計画<br>2012年～2018年   | 第五次環境基本計画<br>2018年～2024年  |
|--------------|---|--|--|--|---|
| 国際           | 社会・経済<br>開発途上地域の経済成長と貧困問題<br>● 開発途上地域で経済成長が進む<br>● 一部の開発途上地域では貧困問題が発生   | 世界経済のグローバル化<br>● 経済のグローバル化が進展<br>● 一方、開発途上地域で貧困問題が発生   | BRICsなどの急速な経済成長<br>● 開発途上国の水不足等の深刻化<br>● 資源や廃棄物の国際移動の活発化   | BRICsなどの急速な経済成長<br>● 経済成長による環境負荷の高まり<br>● 幸福度など豊かさを意識するように   | 国際経済の我が国への影響拡大<br>● アフリカ、アジア諸国の経済発展<br>● 我が国のプレゼンスの低下   |
|              | 環境<br>環境保全への国際的取組の必要性<br>● 地球温暖化、オゾン層の破壊、大気汚染等<br>● 環境問題を地球規模で捉える必要性  | 温暖化による地球規模の環境問題<br>● 地球規模の環境、資源、エネルギー問題<br>● 國際的な枠組みやルールの形成の必要性  | 地球規模の環境問題の深刻化<br>● 国境を越えた環境問題の広がり<br>● 環境問題の複雑化・深刻化  | 世界全体で環境負荷の増大<br>● 開発途上国での環境汚染、健康被害<br>● 生物多様性の損失が継続  | 国境を越える環境問題<br>● マイクロプラスチックを含む海洋汚染<br>● グローバルな汚染の深刻化   |
| 国内           | 社会・経済<br>少子高齢化・人口減少の進行、我が国の経済社会の成熟化<br>● 農山漁村地域等で自然減となる市町村拡大<br>● 労働力人口減少等で経済の低迷の可能性<br>● 産業のソフト化・サービス化・情報化の進展<br>● 輸送人キロ・トンキロは大きく伸びる可能性<br>● 家計消費は着実に増加する可能性 | 情報通信技術革新等による社会経済の変化の可能性<br>● 人口減少に伴う環境負荷低減の可能性<br>● 23区への人口回帰と過疎地域の人口流出<br>● 大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式<br>● 自然とのふれあいやボランティア意識の高まり<br>● 情報通信技術革新による様々な影響<br>● 環境保全と関係する社会資本が低水準 | バブルの負の遺産の整理が進む中、新たな社会経済問題も顕在化<br>● 長期債務残高は先進国で最悪の水準<br>● 国土のストックとしての質の低下の可能性<br>● 環境問題への対応による経済成長の可能性<br>● 自然とのふれあい、脱物質志向などの広まり                | 東日本大震災等を契機に、持続可能性の重要性を再認識<br>● 人口減少による経済成長へのマイナスの影響<br>● 郊外部の農地等で無秩序な開発の発生、過疎化で国土の管理が不十分となる可能性<br>● 環境分野で日本企業のシェアが低下<br>● 東日本大震災を契機に持続可能性などに関する価値観や意識が変化 | 環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題への直面<br>● 人口動態変化が環境保全へ深刻な影響<br>● 地域資源による環境保全と経済活性化<br>● 分散型エネルギーシステムの有効性の認識<br>● 第四次産業革命による我が国経済再構築<br>● 我が国は「課題先進国」         |
|              | 環境<br>社会経済活動による環境問題の顕在化<br>●顕著な成果を挙げた公害対策や自然環境保全<br>●大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式の定着<br>●都市への社会経済活動の集中に伴う都市・生活型公害の発生<br>●都市自然の減少、農地等の環境保全能力の維持が困難な地域の発生                | 社会経済活動から発生する環境問題の深刻化<br>●自動車交通増加による大気汚染の深刻化<br>●水環境の改善が進まない。渴水や消雪のための地下水利用による地盤沈下<br>●最終処分場のひつ迫、残留性の高い化学物質による大気・水の汚染<br>●市街地や造成地の拡大、自然林や二次林の減少、将来世代へ影響を残す環境上の「負の遺産」の蓄積   | ライフスタイルの変化によるエネルギー使用環境負荷の増大<br>●業務部門や家庭部門のエネルギー使用の増加とそれによる熱環境の悪化<br>●都市への人口集中による高濃度汚染、騒音問題<br>●最終処分場の残余容量のひつ迫、不法投棄問題<br>●生活排水による水質汚濁、アオコ、赤潮の発生 | 地球温暖化による生態系の危機や資源循環の問題等への直面<br>●地球温暖化による生態系の危機<br>●循環利用が増加しており省資源型への移行が進む<br>●3Rのうち発生抑制、再使用の取組が未だ不十分<br>●水質改善や土壤汚染対策等が不十分<br>●東日本大震災で発生した廃棄物の処理が課題       | 地球温暖化による生物多様性の損失や資源循環の問題等の解決が必要<br>●資源生産性を高める取組の一層の強化の必要性<br>●無秩序な開発や環境変化で生物多様性損失<br>●生物多様性損失による人間の福利の低下の懸念<br>●環境基準は改善傾向、水大気の課題は未だ残る             |
| 環境基本計画の目指す社会 | 物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問いかるべきである。<br>「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」を環境政策の長期的な目標として、人間と環境との間に望ましい関係を築くため総合的に施策を推進する。                     | 国民に対し、環境の側面はもとより、経済的な側面、社会的な側面においても可能な限り、高い質の生活を保障する社会。<br>これら三つの側面から社会経済の成長や生活の質が評価され、これら三つの側面を統合的に視野に入れた政策の展開が図られる社会でなければならない。   | 自指すべき“持続可能な社会”とは、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会（健やかで美しく豊かな環境先進国）                      | 人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会                                    | ICT等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現する循環共生型社会（環境・生命文明社会） |

# 環境と経済との関係の振り返り

対立

水俣病公式確認  
(1956)  
環境庁設置  
(1971)  
国連人間環境会議  
(1972)

高度成長  
オイルショック

統合

地球サミット  
(1992)  
京都会議  
(1997)  
環境省設置  
(2001)

バブル経済

同時解決・好循環、  
国際競争

パリ協定、  
SDGs  
(2015)  
TCFD報告  
(2017)

長期停滞

**公害対策基本法（1967）**  
「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする」（経済調和条項）

対立からの転換

**環境基本法（1993）**  
「人類の存続の基盤である限りある環境」「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし」

「経済成長か環境保全か」「開発か環境か」というジレンマとしてとらえるのではなく、（中略）持続可能で環境負荷の少ない経済発展を目指す（平成6年版環境白書）

当時、国際的にも、国内的にも、経済成長と環境保全とは、それぞれ別個のものであり、相互にトレードオフの関係になるとのとらえ方が一般的であった。（平成6年版環境白書）

**第一次環境基本計画（1994）**  
「物質的豊かさの追求に重きを置く、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式は問い合わせるべき」

**経済白書（2000）**  
根本的な問題は、日本が100余年をかけて築き上げた規格大量生産型の工業社会が、人類文明の流れに沿わなくなつたという構造的本質的な問題である。（中略）世界の文明の流れは、規格化、大量化、大型化の方向から、多様化、ソフト化、情報化に向きを変えていた。

**環境白書（2017）**  
(炭素生産性の向上のために) 無形資産を活用したイノベーション等によって財・サービスの質を向上させて高付加価値化による経済成長を追求する姿勢、いわば「量ではなく質で稼ぐ」、「より良いに挑戦する」姿勢がより重要になってくると考えられます。

**第五次環境基本計画（2018）**  
環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションの創出と経済・社会的課題の同時解決を実現することにより、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。

**菅内閣総理大臣所信表明演説（2020）**  
もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

**岸田内閣総理大臣施政方針演説（2022）**  
官民が、炭素中立型の経済社会に向けた変革の全体像を共有し、この分野への投資を早急に、少なくとも倍増させ、脱炭素の実現と、新しい時代の成長を生み出すエンジンとしていきます。

同時解決・好循環・国際競争への流れ

# 国際情勢の変化



- 「環境」と「経済」「開発」は、対立する概念から統合的に実現を目指す概念へと変遷。外交の主要アジェンダになるとともに、ビジネス・投資においても主流化が進む。一方で、新興国の経済的な台頭により世界の中心がG7からG20に変化し、権威主義国家が台頭。また、世界の約1%が富の半分を所有する等、格差が広がっている。
- グローバル化の進展はCOVID-19やウクライナ危機により、サプライチェーンの脆弱性等、その課題が浮き彫りになり、欧州をはじめ一部の国では脱炭素化を加速すべく、脱化石燃料に向けた政策が強化されている国もある。

| ～1970年代<br>(環境問題の顕在化)  | 1980年代<br>(持続可能な開発への認識)  | 1990年代<br>(国際枠組の確立)   | 2000年代<br>(外交の表舞台へ)   | 2010年代<br>(ビジネスでも主流化)   | 2020年代<br>(「勝負の10年」)   |
|--|--|---|---|---|--|
| 1962 レイチエル・カーソン「沈黙の春」<br><br>1972 ローマクラブ「成長の限界」<br><br>1972 国連人間環境会議（ストックホルム会議）<br>- テーマ：Only One Earth（かけがえのない地球）<br>- 「人間環境宣言」採択<br>- 国連環境計画（UNEP）発足 | 1980 IUCN「世界自然保護戦略」<br><br>1987 環境と開発に関する世界委員会（WCED）報告書「Our Common Future」<br>- 「持続可能な開発」の概念の確立<br><br>1988 IPCC設立 | 1992 環境と開発に関する国連会議（リオ地球サミット）<br>- リオ宣言<br>- 気候変動枠組条約署名開始<br>- 生物多様性条約署名開始<br>- 砂漠化対処条約交渉開始<br>- アジェンダ21採択<br><br>1997 京都議定書採択 | 2000 ミレニアム開発目標（MDGs）採択<br><br>2001 米、京都議定書脱退<br><br>2002 持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルクサミット）<br><br>2006 英スタンレー・レビュー（早期対応のメリットは、対応しなかった場合の経済的費用をはるかに上回る）<br><br>2007 国連安理会で気候変動を議論<br>IPCCノーベル平和賞<br>中国の排出量が米を抜く | 2010 名古屋議定書採択<br>2012 国連持続可能な開発会議（リオ+20）<br>2013 水俣条約採択<br>2014 気候変動に係る米中合意<br>2015 パリ協定採択<br>持続可能な開発のための2030アジェンダ、持続可能な開発目標（SDGs）採択<br>2016 米でパリ協定離脱を公式に掲げるトランプ政権が成立（正式離脱通知は2019年）、一方でAmerica's Pledge、We Are Still In等の動き<br>2018 IPCC1.5°C特別報告書<br>CDP、PRI、TCFD、SBT、RE100等が主流化 | 2020 米、パリ協定復帰<br>米主催気候サミット<br><br>2021 ダスグ・タ・レビュー（生物多様性の経済学）<br><br>2021 グラスゴー気候合意（critical decade）（岸田総理スピーチ「この10年が勝負です」）、パリ協定実施細則合意<br><br>2022 プラスチック汚染対策条約に係る政府間交渉委員会（INC）設置<br><br>2022 ローマクラブ「Earth for All」<br><br>COVID-19パンデミック<br><br>ウクライナ危機 |

# 環境面の現状と課題①

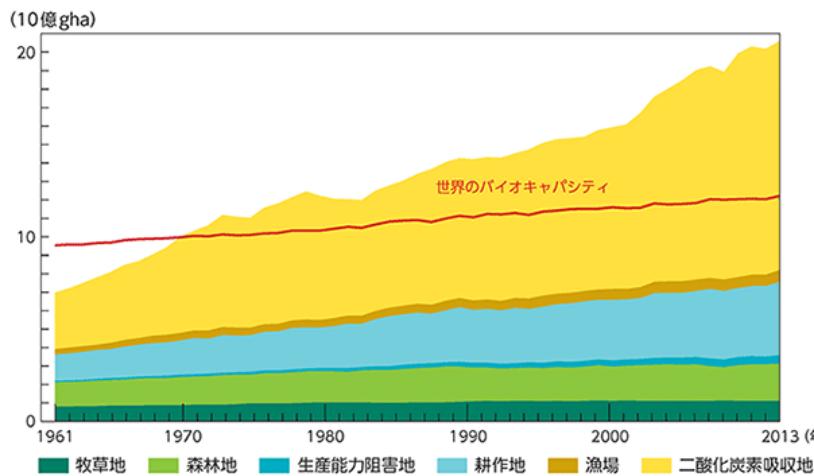


- 地球はすでに危機的状況にありながら、今なお悪化を続けており、2022年に発表された最新のプラネタリー・バウンダリーの結果によれば、新たに境界を超えた領域が確認されている。さらに、環境の通信簿であるプラネタリー・バウンダリーに社会・経済面の要素を加えたソーシャル・バウンダリーという概念が新たに生まれている。

## エコロジカル・フットプリントの推移

2010年代後半の世界全体のエコロジカル・フットプリントは地球1.7個分に相当。

図3-1-9 世界のエコロジカル・フットプリントとバイオキャパシティの推移

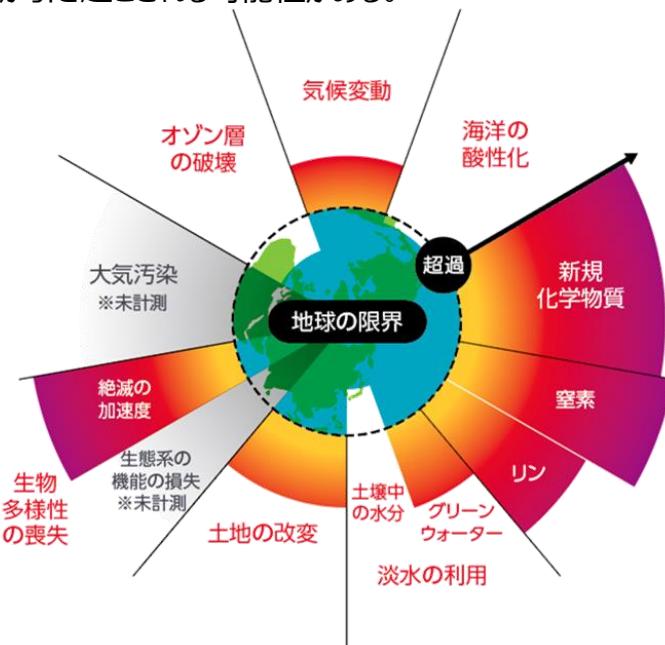


資料：グローバル・フットプリント・ネットワーク

出所：平成29年・30年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書  
地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）

## プラネタリー・バウンダリー

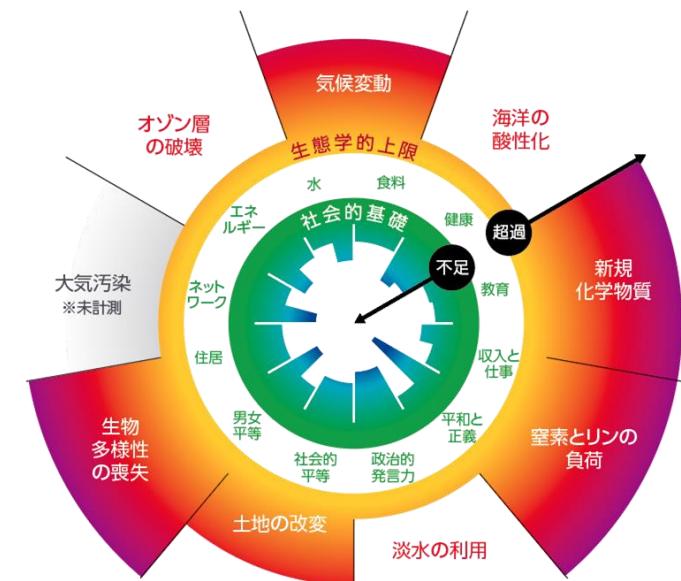
人間の活動が境界（臨界点）を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされる可能性がある。



出所：Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

## ソーシャル・バウンダリー

プラネタリーバウンダリーとソーシャル・バウンダリー（社会の境界）は、人間の活動が地球の生態学的天井を越えず、人類が社会的基盤の下に落ちない「ドーナツ」の領域として、人類の安全な活動空間を定義している。



出所：ローマクラブ Sandrine Dixson-Declève ほか「Earth for All : A SURVIVAL GUIDE for Humanity」より環境省作成  
注：Kate Raworth「Doughnut Economics」(2017)に基づく。

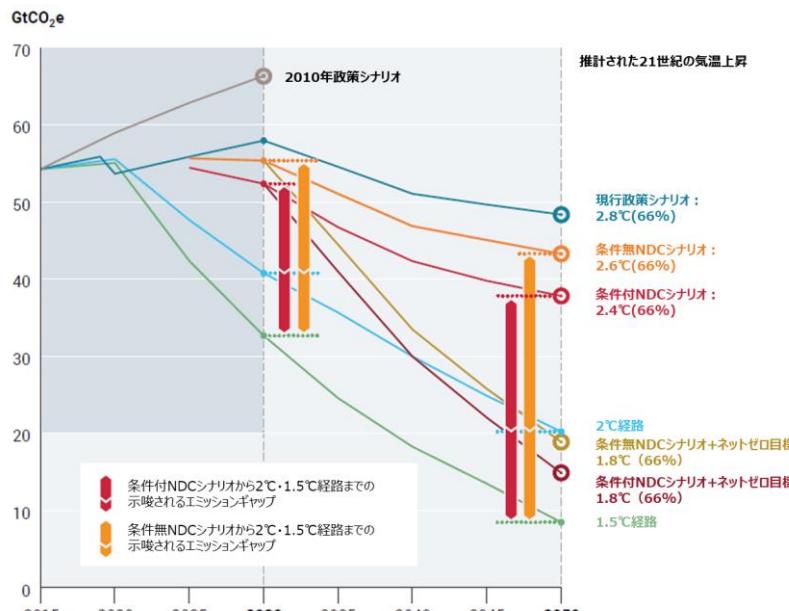
# 環境面の現状と課題② 気候変動、生物多様性、循環経済



- 気候変動への人為的な影響が明確化、危機は増大し続けており、2020年代は「勝負の10年」に。生物多様性では、生態系サービスが世界的に劣化する中、我が国では生物多様性国家戦略2023-2030が策定された。循環経済においては、持続可能な社会の実現のため、サーキュラーエコノミーへの移行が急がれる。

## 気候変動

現行政策やNDCが強化されない限り、2050年時点でのエミッションギャップは大きく増加すると示唆されている。気候変動への対応は、この10年が決定的に重要（Critical Decade）であると言われており、この「勝負の10年」において「何を実現すべきか」から「どう実現すべきか」に速やかにフェーズを移し、迅速かつ積極的に取り組む必要がある。



出所：UNEP (2022) Emissions Gap Report 2022 より作成

## 生物多様性

### IPBES「地球規模評価報告書」（2019年）

生態系サービスは世界的に劣化していること、特に種の絶滅速度が過去1000万年間の平均の少なくとも数十倍から数百倍で、さらに加速し、絶滅速度は過去100年間で急上昇していることが示された（第6の大量絶滅期とも言われる）。

### 生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況 第5版（GBO5）」（2020年）

生物多様性は「今までどおり」のシナリオでは損失し続けると予測する一方で、これまでの自然環境保全の取組に加え、食料のより持続可能な生産や、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組めば、低下を止めて反転させ、2030年以降には生物多様性の純増加につながる可能性があると指摘。

### 環境省「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JBO3）」（2021年）

我が国の生物多様性は、過去50年間、損失し続けています。生物多様性の損失に対する直接要因のうち、自然に対する働きかけの縮小による危機は、過去50年間において森林生態系や農地生態系で大きく、長期的に増大する方向で推移していると指摘。

## 循環経済

我が国の廃棄物に関する法整備は進むが、世界ではプラスチックをはじめ廃棄物が増加している。一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」が潮流に。

### 海洋プラスチックごみ対策に関する国際約束について

- 2019年G20大阪サミットで一致した大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの全世界での実現に向けて、G20・ASEAN等の場を通じ、広くビジョンを共有（2022年3月時点で、87の国と地域が共有）。
- 世界全体で実効的な海洋プラスチックごみ対策を進めるべく、国際約束化に向けて、UNEA5.2で、INC（政府間交渉委員会）の設置に合意。



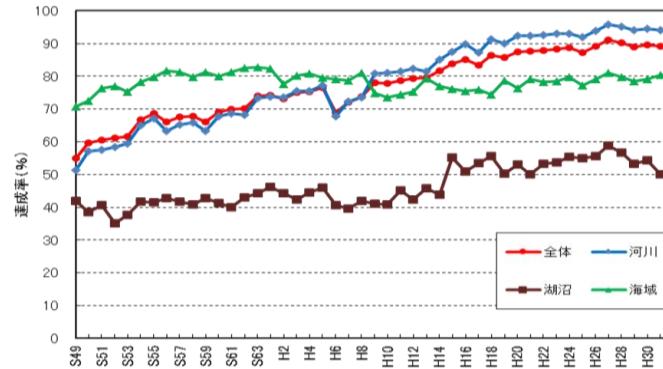
出所：中央環境審議会水環境・土壤農薬部会（第4回）資料、第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）の結果について決議「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて」

# 環境面の現状と課題③ 公害、国民意識

- 公害は改善しつつあるが、残された課題・新たな課題が残る。しかし、環境問題は科学的知見によって改善し得る。一方、我が国の国民の環境意識は世界的な傾向とは乖離がある。危機感が弱いことに加え、若者を中心に将来に希望が持てていないのが現状。

## 公害対策

水・大気環境は全体に改善方向だが課題は残り、PFAS等新たな課題も発生



出所：第六次環境基本計画に向けた基本的事項検討会（第1回）資料

## 将来への希望



**将来について「希望がある」と答えた割合が低い**

我が国では自分の将来に明るい希望を持てていない若者が多い

(注) 「あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。」との問い合わせに対し、「**希望がある**」「どちらかといえば**希望がある**」と回答した者の合計。

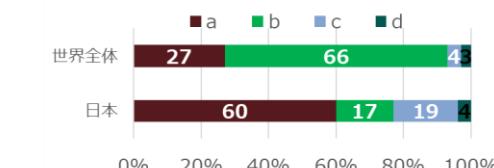
出所：内閣府「国民生活に関する世論調査」(2018年)

## 環境意識

我が国の市民の約60%は、気候変動対策は「生活の質を脅かす」と回答（対照的に、世界全体では市民の約60%が「生活の質を高める」と回答）。また、気候変動が与える影響に関する経年調査でも、日本・米国は「懸念する」割合が低下

### ●世界市民会議「気候変動とエネルギー」における投票結果（抜粋）

- 【設問1-2】あなたにとって、気候変動対策は、どのようなものですか？
- a 多くの場合、生活の質を脅かすものである
  - b 多くの場合、生活の質を高めるものである
  - c 生活の質に影響を与えないものである
  - d わからない／答えたたくない



出典：科学技術振興機構『World Wide Views on Climate and Energy 世界市民会議「気候変動とエネルギー」開催報告書』(平成27年7月)

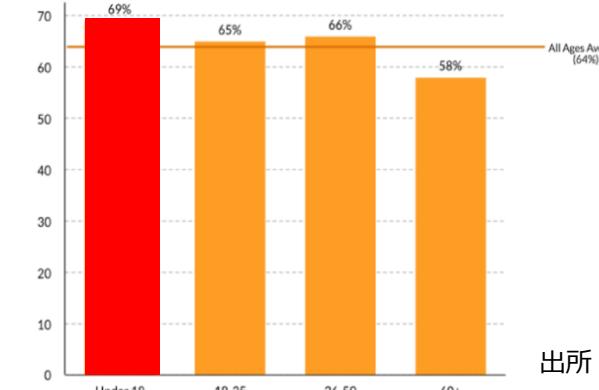
### ●国別比較：「気候変動が自身に与える影響について非常に懸念している」と回答した割合の推移

|         | 2015年 % | 2021年 % | △     |
|---------|---------|---------|-------|
| ドイツ     | 18      | 37      | (+19) |
| 英国      | 19      | 37      | (+18) |
| オーストラリア | 18      | 34      | (+16) |
| 韓国      | 32      | 45      | (+13) |
| スペイン    | 36      | 46      | (+10) |
| カナダ     | 27      | 34      | (+7)  |
| フランス    | 35      | 41      | (+6)  |
| イタリア    | 37      | 42      | (+5)  |
| 米国      | 30      | 27      | (-3)  |
| 日本      | 34      | 26      | (-8)  |
| (中央値)   | 31      | 37      |       |

出所：PEW Research Center「IN RESPONSE TO CLIMATE CHANGE, CITIZENS IN ADVANCED ECONOMIES ARE WILLING TO ALTER HOW THEY LIVE AND WORK」(2021年9月14日)

## 若い世代の環境意識

様々な調査で、世界的に若い世代の環境意識が高いとの結果がある。左のグラフは、UNDPによる世界の50か国を対象に実施した環境意識調査で「気候変動は世界的な危機である」と回答した割合。



出所：UNDP「Peoples' Climate Vote」2021年

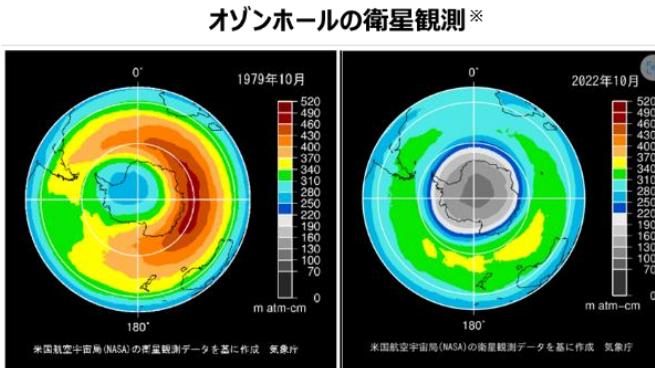
# 環境面の現状と課題④ 科学的知見



- 環境問題に関する科学的知見が集積され、それが国際枠組み作りの議論に繋がっている。
- 特に、気候変動については、ここ30年間、IPCCにおいて、人間活動が地球温暖化を引き起こしているかどうか、人為起源の気候変動と自然と人間に対する悪影響とは関係があるか、について科学的知見の蓄積が進み、最新の第6次評価報告書では、いずれも疑いの余地がないと結論づけられるようになった。

## 科学的知見の活用

環境問題は対策を進めれば改善することの例として、各国がオゾン層破壊物質の抑制に取り組んだ結果オゾン層は回復している。



## 温暖化と人間活動の影響の関係についての表現の変化

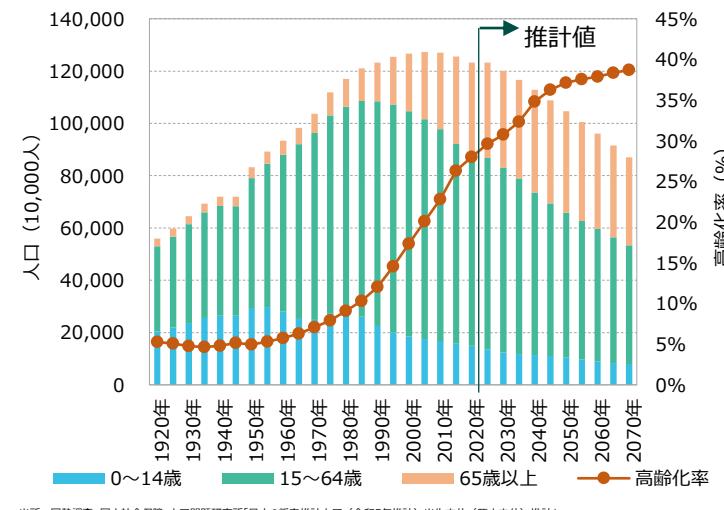
| 報告書 | 公表年      | 人為起源の気候変動影響についての評価   |
|-----|----------|--|
| FAR | 1990年    | 「気温上昇を生じさせるだろう」<br>人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。                        |
| SAR | 1995年    | 「影響が全地球の気候に表れている」<br>識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。                           |
| TAR | 2001年    | 「可能性が高い」(66%以上)<br>過去50年に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い。     |
| AR4 | 2007年    | 「可能性が非常に高い」(90%以上)<br>20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。 |
| AR5 | 2013～14年 | 「可能性が極めて高い」(95%以上)<br>20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い。               |
| AR6 | 2021～22年 | 「疑う余地がない」<br>人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない (unequivocal)。        |

出所：増井利彦「IPCC第6次評価報告書第3作業部会 の注目点について」（2022年4月18日）

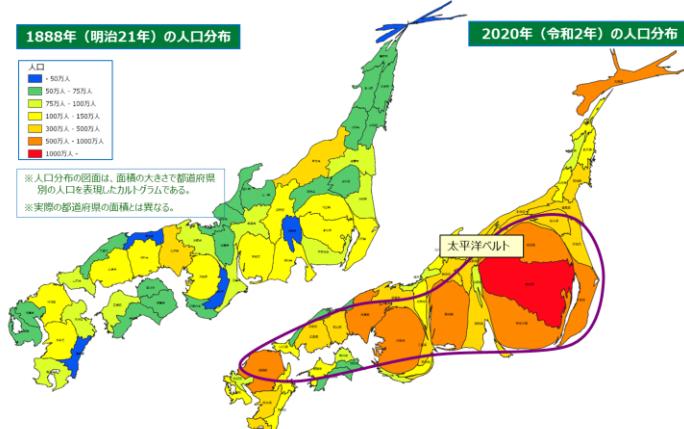
# 社会面の現状と課題①

- 少子化が進み日本の総人口は減少傾向にあり、2070年には約8,700万人にまで減少する見込みである。この人口動態の分布を見ると、我が国の経済成長を牽引してきた太平洋ベルト地帯の割合が年々拡大しており、明治時代と比較するとかなりの集中度合であり、その中でも東京への一極集中が進んでいる。
- この反面、地方部では人口減少・高齢化が進行し、過疎地域に該当する市町村数は全国の約5割、国土の約6割を占める。このような過疎地域の集落では、耕作放棄地の増大、森林の荒廃、獣害・病虫害の発生など、森林生態系や農地生態系などに係る問題が顕在化している。

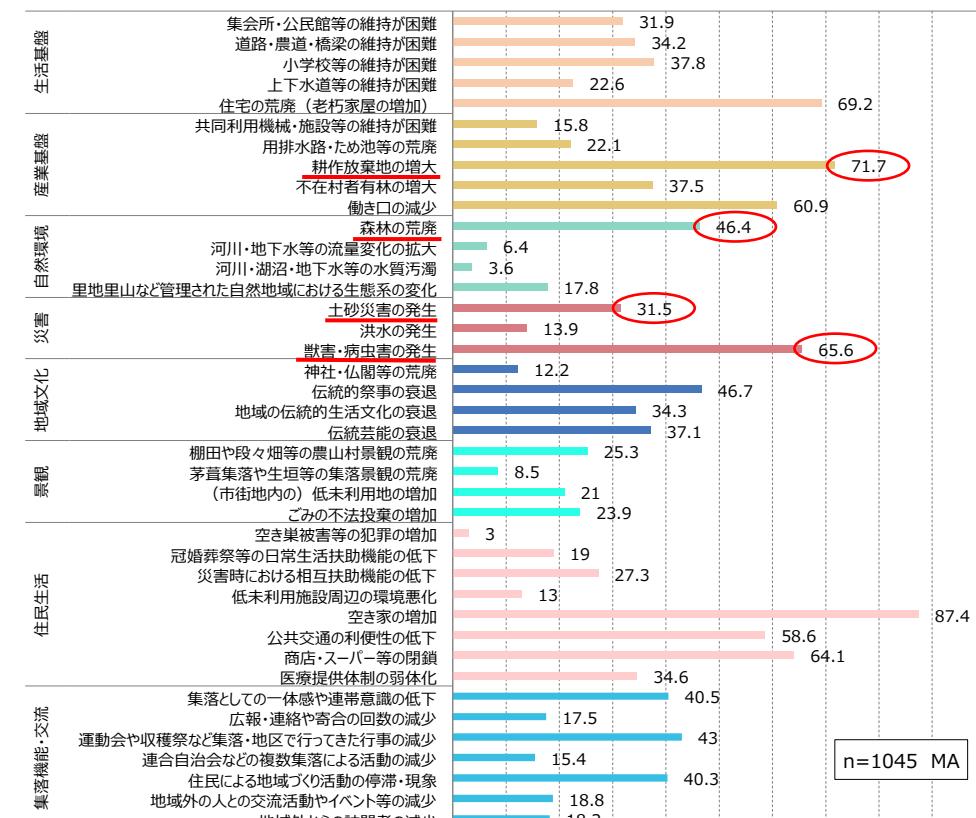
## 人口の推移



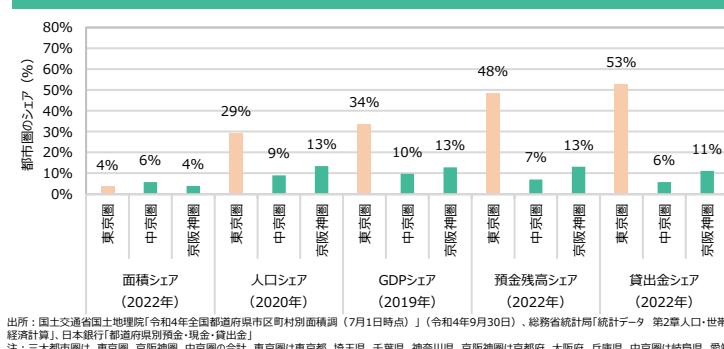
## 人口分布の変化



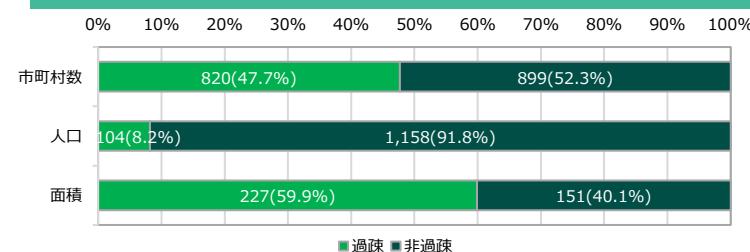
## 過疎地域の集落で発生している問題や現象



## 三大都市圏の経済シェア



## 過疎地域の状況

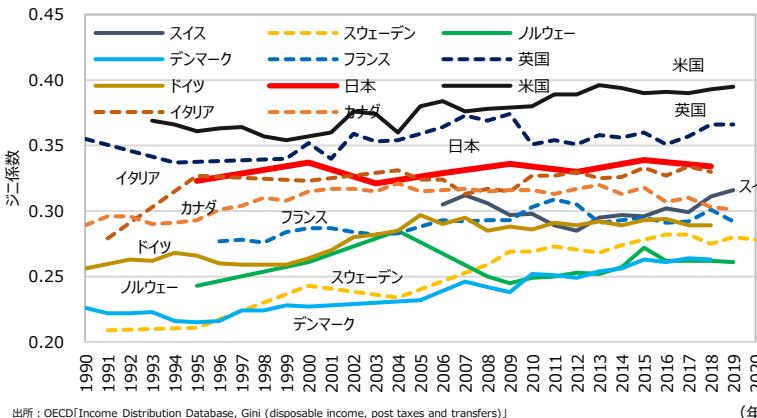


6：過疎地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（持続的発展法）に基づき、下記①、②又は③の区域を有する市町村（過疎市町村）の区域  
④四十年間人口減少率が0.28以上かつ財政力指標が0.51以下の過疎地にみられる市町村（過疎市町村）の区域  
⑤特定期間（平成31年度から令和2年度まで）合併市町村の四十個間人口減少率が0.28以上かつ財政力指標が0.64以下かつ過疎地にみられる区域（一部可能区域）  
⑥昭和50年及び平成2年の国勢調査人口と人口が減り続けているまたは、財政力指標が0.51以下）の区域

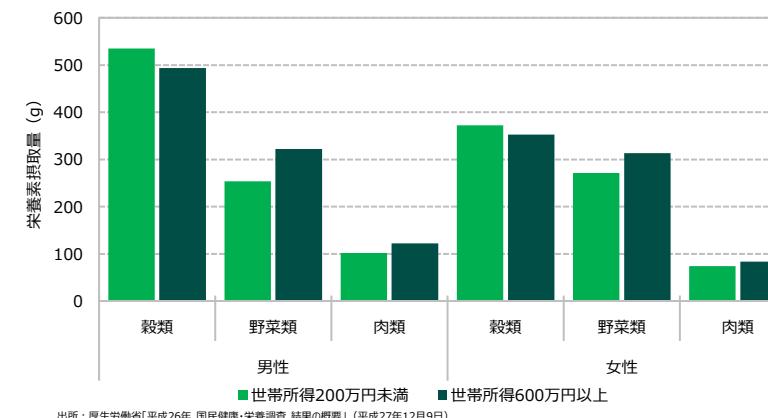
## 社会面の現状と課題②

- 我が国のジニ係数は諸外国の中で比較的高く、所得格差は大きい。また、相対的貧困率はこの約30年間で上昇傾向であり、所得格差は拡大している。
- 所得格差は、食生活や健康、教育、DX関連等に影響を与え、所得が低いほど穀物摂取量が多く、野菜や肉類の摂取が低く、肥満の割合が高い。
- さらに、所得が低いほど、高校卒業後の進路として4年生大学の割合が低く、またインターネット利用率も低い。

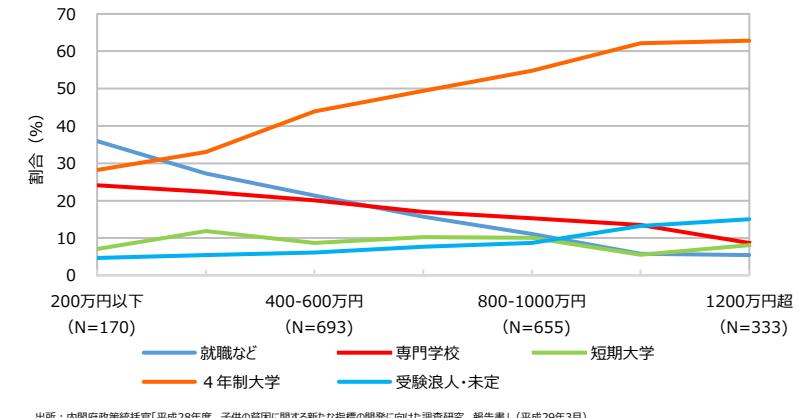
### ジニ係数の推移



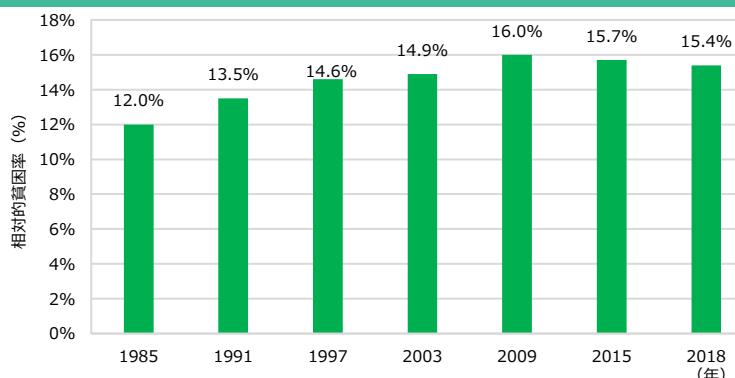
### 男女別、栄養素摂取量



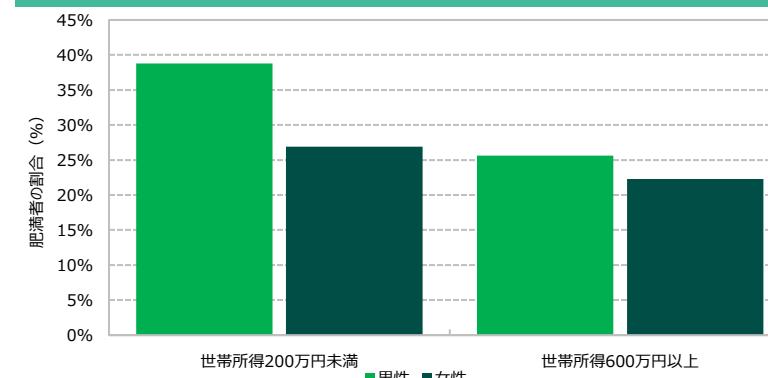
### 両親年収別の高校卒業後の進路



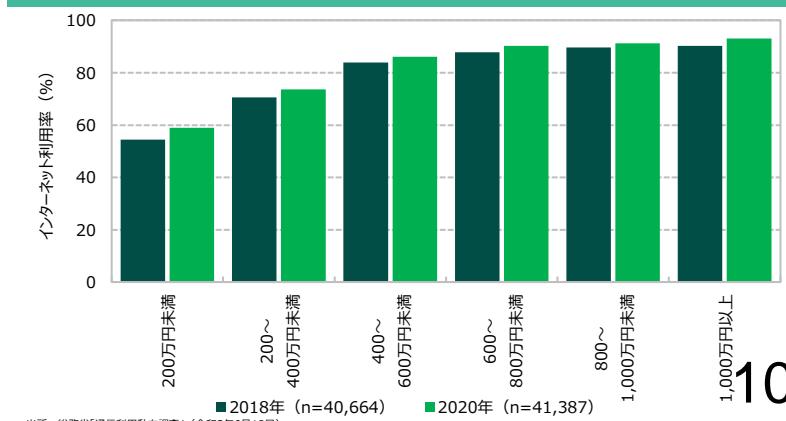
### 可処分所得の相対的貧困率の推移



### 男女別肥満度



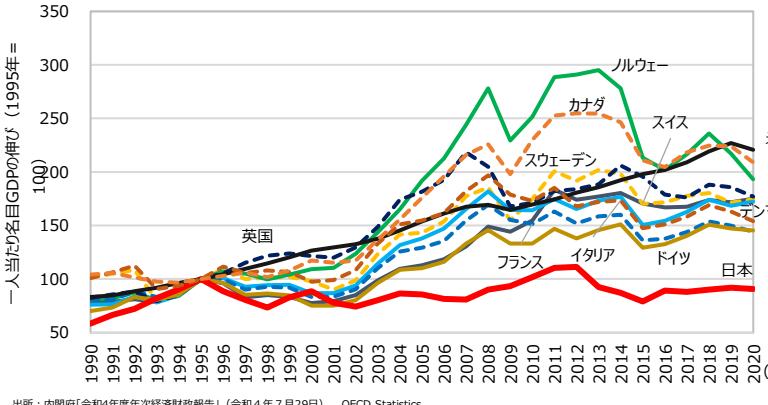
### 世帯年収別のインターネット利用率



# 経済面の現状と課題①

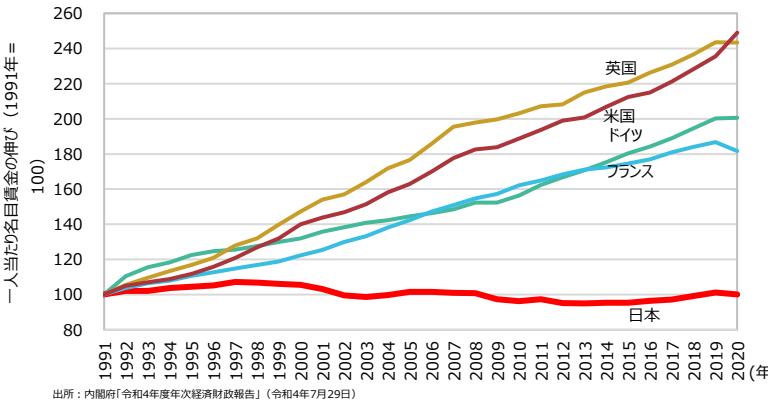
- 1990年代以降、我が国は、いわゆる「失われた30年」と呼ばれる長期停滞の状態にあるとされ、この30年間で一人当たりGDPや一人当たり賃金の伸びは他の主要国とは対照的に低迷し、我が国の製造業の名目GDPは概ね横ばいである。
- 炭素生産性、労働生産性ともに1995年には世界でも上位の水準であるものの、世界各国が成長する中で我が国は低迷している。一方で、資源生産性の過去30年間の推移をみると、炭素生産性、労働生産性と異なり、先進国の中でも高い水準である。

一人当たり名目GDPの伸びの推移



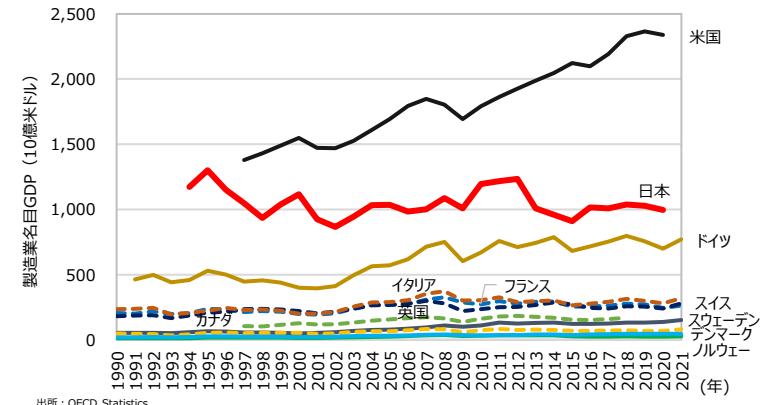
出所：内閣府「令和4年度年次経済財政報告」（令和4年7月29日）、OECD Statistics

一人当たり名目賃金の伸びの推移



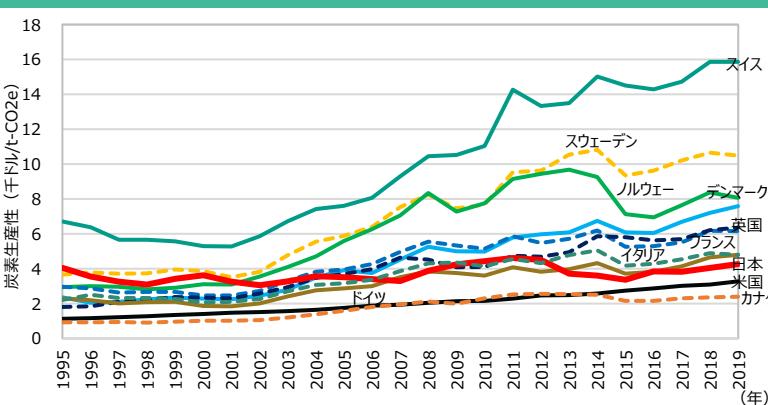
出所：内閣府「令和4年度年次経済財政報告」（令和4年7月29日）

製造業の名目GDPの推移



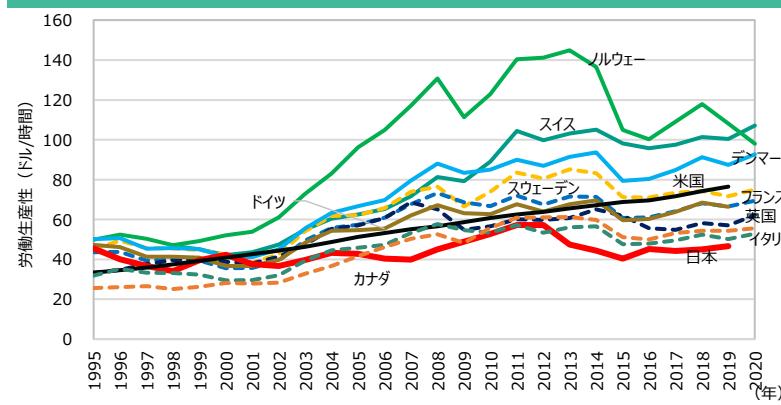
出所：OECD Statistics  
注：米国は1997年が最も古い年次である。

炭素生産性の推移（名目GDPベース）



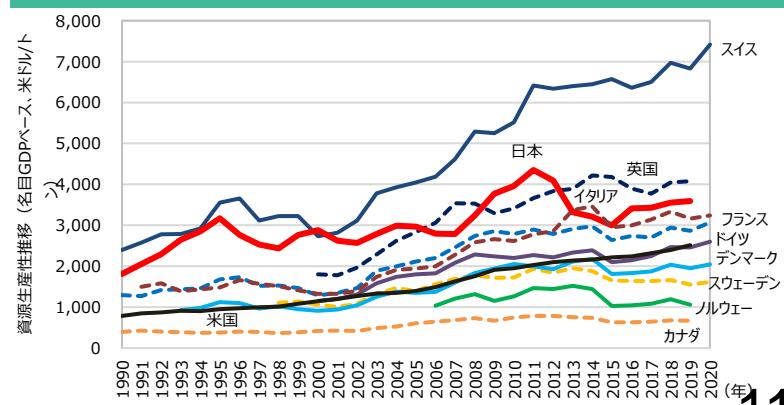
出所：OECD Statistics, UNFCCC GHG Data

労働生産性の推移（名目GDPベース）



出所：OECD Statistics

資源生産性の推移（名目GDPベース）

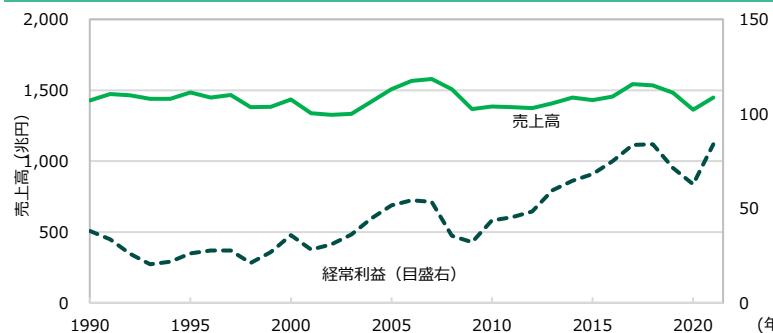


出所：OECD Statistics, UNFCCC GHG Data  
注：資源生産性は、GDP÷天然資源等投入量。天然資源等投入量は、国産・輸入天然資源及び輸入製品の量を指し、金属、非金属鉱物（建築鉱物、産業鉱物）、バイオマス（木材、食料）、化石化物含まれる。

# 経済面の現状と課題②

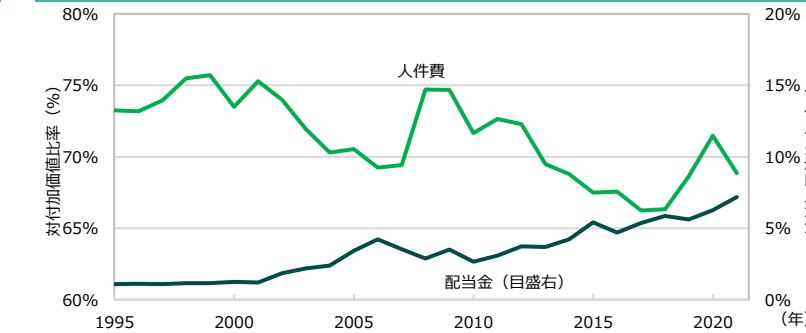
- 内閣府によれば、近年の企業行動は、売り上げが伸びない中で収益を確保できているが、国内投資と人件費の抑制に起因するところが大きいという。個々の企業の短期的な収益を高めるための合理的な行動が、マクロ経済にかえって悪影響を与え、国民生活の改善に結び付いていない「合成の誤謬」が発生している。
- また、無形資産投資の内訳の国際比較を見ると、我が国は研究開発や特許等の革新的資産投資は大きいものの、人的資本やマーケティング、ブランド形成等の経済的競争能力投資は低く、先進国でも低い水準である。また、人口当たりの特許出願数は多い一方で、商標出願数は少ない。
- 国際的に見ると、経済的競争能力投資はプロダクトイノベーションの実現割合と相関が高い状況である。

## 我が国企業の売上額と経常利益の推移



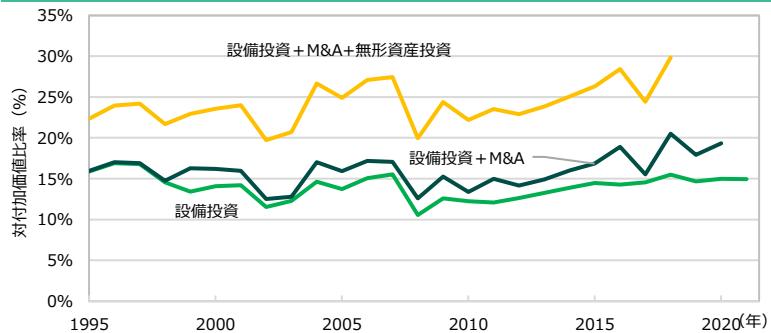
出所：財務省「法人企業統計調査年報」（2021年度）、内閣府「日本経済2021-2022」（令和4年2月7日）  
注：金融業、保険業を除く全規模ベース

## 人件費・配当の対付加価値比率の推移

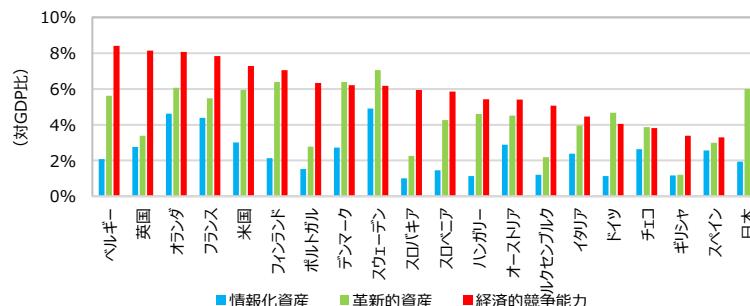


出所：財務省「法人企業統計年報」（2021年度）、経済産業研究所「IIPデータベース2021」（2021年12月21日）、Bloomberg、内閣府「日本経済2021-2022」（令和4年2月7日）  
注：金融業及び保険業を除く全規模ベース。M & Aは、金融業及び保険業を含む全日本企業による外国企業の買収が対象。

## 投資活動の対付加価値比率の推移

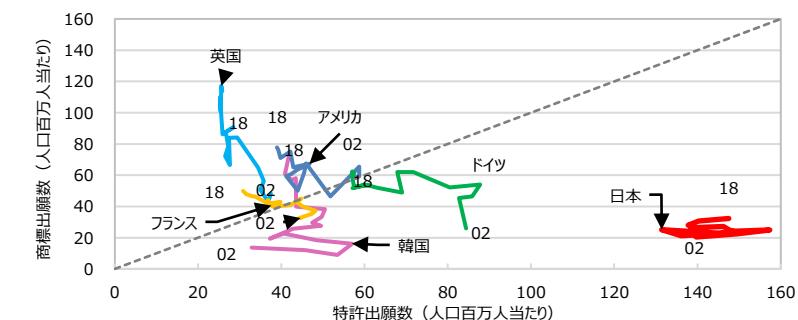


## 無形資産の内訳（対GDP比）



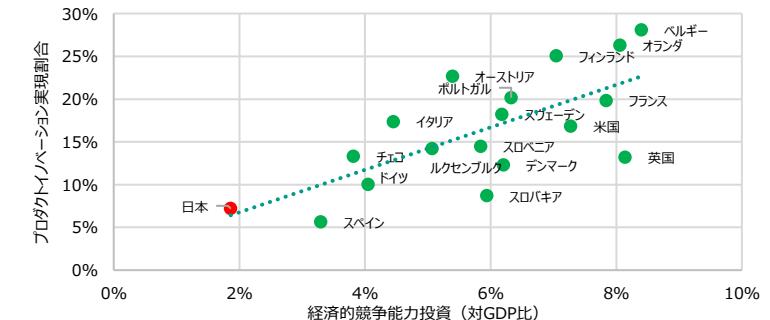
出所：無形資産投資の内訳（対GDP比）（Intan-Invest、経済産業研究所「IIPデータベース2018」より作成  
注：無形資産の分類はOECD「Supporting Investment in Knowledge Capital, Growth and Innovation」の整理に基づき作成

## 特許出願数と商標出願数の比較



出所：科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2021」、OECD Stat、文部科学省「科学技術・学術政策研究所」科学技術指標2021 調査資料-311  
注：特許出願数と商標出願数の比較は、2002年～18年を対象。商標出願数は国境を越えた出願。

## イノベーションと経済的競争能力投資の関係

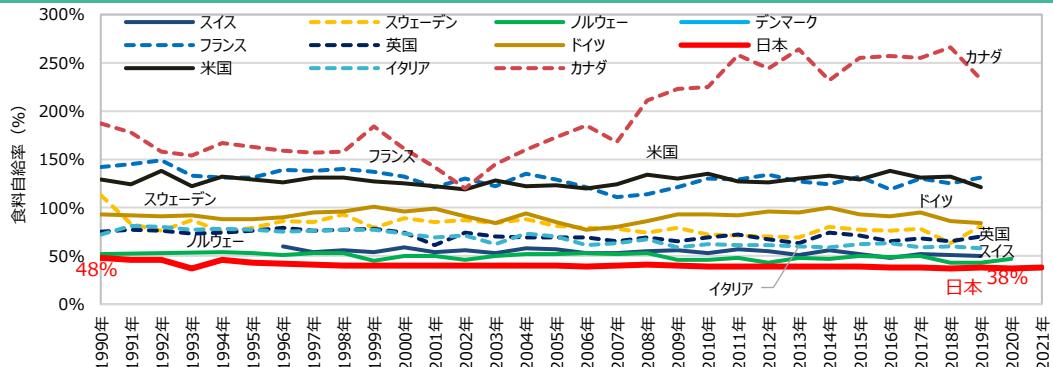


出所：OECD(2019)「Innovation Indicators」、「Intan-Invest」より作成。  
注：GDPに占める項目別無形資産投資の割合は2015年、プロダクトイノベーションの実現割合は2014-2016年の値である。

# 安全保障面の現状と課題

- 我が国の食料自給率は諸外国と比較して低く、水利用の国外依存度も我が国が最も高く、食料、水とともに我が国は海外に大きく依存している。
- カーボンニュートラルの実現のために必要不可欠なベースメタル（銅等）やレアメタル（リチウム、コバルト等）といったcritical mineralsの需要が高まっており、経済安全保障の観点からも、国内における金属資源循環を強化していくことが必要である。
- なお、2022年12月に策定された、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の防衛3文書においても、気候変動と安全保障との関係が記載されている。

## 食料自給率の推移

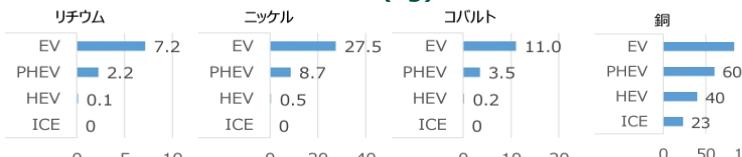


出所：農林水産省「諸外国・地域の食料自給率等について」（2022年6月1日）

注：食料自給率はカロリーベース。

## 金属資源

### 自動車1台当たりの金属資源使用量(kg)

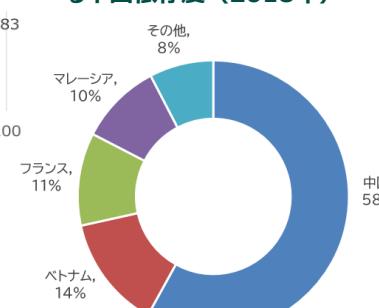


### 金属資源の国内総需要量と今後EVに必要な資源量

|                   | リチウム   | ニッケル   | コバルト  | 銅       |
|-------------------|--------|--------|-------|---------|
| 国内総需要量<br>(2018年) | 7,939t | 11.3万t | 1.1万t | 8.3万t   |
| EV100万台当たりの必要資源量  | 7,150t | 2.8万t  | 1.1万t | 106.3万t |

出所：経済産業省 2050年カーボンニュートラル社会実現に向けた鉱物資源政策

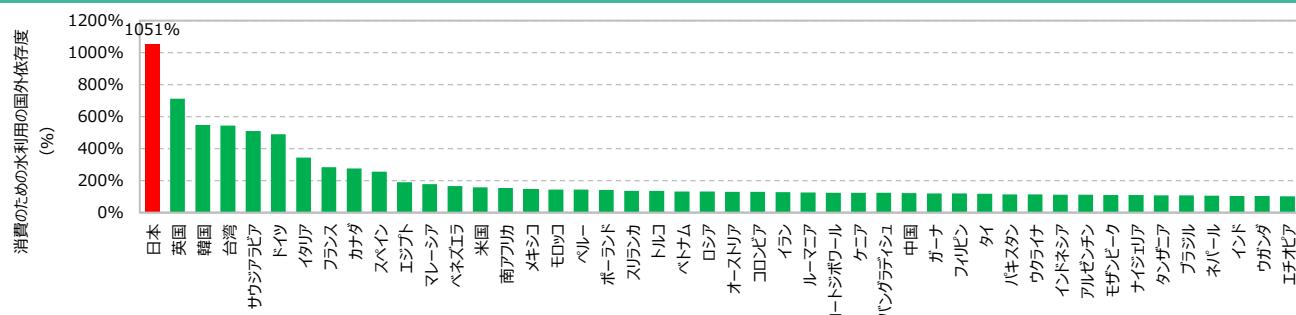
### 日本のレアアース輸入における中国依存度（2018年）



出所：資源エネルギー庁「日本の新たな国際資源戦略 ③レアアースを戦略的に確保するために」（2020年7月31日）

注：財務省貿易統計より資源エネルギー庁作成

## 消費のための水利用の国外依存度



出所：環境省「自然環境部会 生物多様性国家戦略小委員会（第3回）」（令和4年1月19日）、参考資料7「基礎データ集」

注：水利用の国外依存度 = (消費ベース水利用量) ÷ (自国の消費のための水利用量)

## 防衛3文書における気候変動と安全保障との関係

- 2022年12月に策定された、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画では、環境分野の中で特に気候変動に着目した内容が記載されている。
- 内容としては、①安全保障に直接的に影響するものと、②気候変動対策を通じた国際的な安全保障協力の強化に関するものがある。特に、国家安全保障戦略では気候変動対策が独立した項目として扱われている。

### ① 安全保障への直接的な影響

- ・ 気候変動は、人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題であり、気候変動がもたらす異常気象は、自然災害の多発・激甚化、災害対応の増加、エネルギー・食料問題の深刻化、国土面積の減少、北極海航路の利用の増加等、我が国の安全保障に様々な形で重大な影響を及ぼす（国家安全保障戦略）。
- ・ 今後、気候変動に伴う各種課題へ適応・対応し、的確に任務・役割を果たしていくよう、駐屯地・基地等の施設及びインフラの強靭化等を進める（防衛力整備計画）。

### ② 国際的な安全保障の強化に貢献

- ・ 気候変動が国際的な安全保障環境に与える否定的な影響を最小限のものとするよう、国際社会での取組を主導する。その一環として、気候変動問題が切迫した脅威となっている島嶼国を始めとする途上国等に対して、持続可能で強靭な経済・社会を構築するための支援を行う（国家安全保障戦略）。
- ・ 我が国の平和と安全のためには、国際社会の平和と安定及び繁栄が確保されなければならない。～中略～ 気候変動等に起因する国際的大規模災害に際しての人道支援・災害救援、大量破壊兵器の不拡散等の国際的な課題への対応に積極的に取り組んでいく必要がある（国家防衛戦略）。

出所：防衛省「国家安全保障戦略」（2022年12月）、防衛省「国家防衛戦略」（2022年12月）、防衛省「防衛力整備計画」（2022年12月）

# 第五次環境基本計画以降の大きな変化 ①国際的な変化

- コロナ禍で人の移動やライフスタイルなどに多くの制約が生じた結果、就労問題や学習機会の損失等の課題や、分散型社会への移行や地方移住の移行の高まりなどの社会の変化が顕在化している。
- ウクライナ危機発生後、2030年以降の中長期的の視点では、脱化石燃料に向けた政策が強化されている国も少なくない。
- ESG市場の拡大や環境・人権デューデリジェンスに関する取組など、第五次環境基本計画策定以降、大きく変化している。

## コロナ禍で顕在化した課題と社会の変化

### 新型コロナウィルスの世界的蔓延による社会の不可逆的変化

- コロナ禍において、人の移動やライフスタイルなどに多くの制約が生じた結果、様々な課題や社会の変化が浮き彫りになった。
- 非連続な環境変化の中、人々の意識や生活様式も大きく変化し、アフターコロナにおいてもコロナ前とまったく同じ世界には戻らないと考えられている。こうした状況の下、分散型社会の環境保全上の効果に注目が集まっていること等により、都市への一極集中から徐々に多極化が進んでいる。

### コロナ禍で顕在化した課題

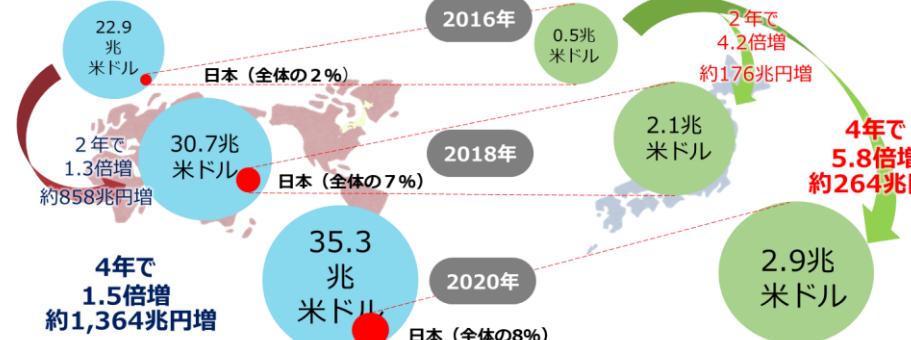
- 仕事や収入の減少など、非正規雇用を中心とした就労問題
- 在宅時間の増加による家庭内での女性へのDV被害や児童虐待など、社会的弱者の影響
- 孤独・孤立や低所得世帯における学習機会の損失
- 国内外の旅行者数など関係人口の減少や地域の高齢化の進行
- サプライチェーンの混乱によるエネルギー・食糧などの安全保障

出所：第六次環境基本計画に向けた基本的事項検討会（第2回）資料

### コロナ禍がもたらした社会の変化

- 一極集中のリスク顕在化による分散型社会への移行
- テレワークの普及によるワークライフバランスへの理解の浸透
- 若い世代を中心とした地方移住の意向の高まり
- 企業による生産性向上や事業再編を通じた事業基盤の強化、およびDXを活用したビジネスモデル構築や新たな価値創造の動き
- 従来よりサステナブルな旅行のあり方、その土地ならではの体験や自然環境を感じられる場所への興味の高まり

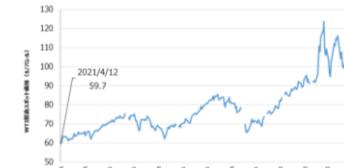
## ESG市場の拡大



出所：Global Sustainable Investment Alliance (2020), "Global Sustainable Investment Review 2020" 及び NPO法人日本サステナブル投資フォーラム サステナブル投資残高調査 公表資料より環境省作成

## ウクライナ危機を受けた気候変動対策の加速

### 原油価格の高騰 スポット (2021.4.12～2022.4.11)



出所：第六次環境基本計画に向けた基本的事項検討会（第2回）資料

### 国名

### 政策動向

| 国名   | 政策動向  |
|------|---|
| アメリカ | バイデン政権は、2030年までに温室効果ガス（GHG）を2005年比で50～52%削減することを掲げた。インフラ抑制法（2022年）の歳出項目は、気候変動対策に力点が置かれ、約3,910億ドルが充てられた（歳出全体の約8割にあたる）。   |
| ドイツ  | 再生可能エネルギー法（2022年）の改正によって、2030年までに電力消費量の80%以上を再生エネルギーとし、2035年以降は国内で発電・消費される電力部門はarbonニュートラルとする旨、目標を厳格化した。<br>陸上風力法（2022年）によって、2032年末までに、都市部は土地面積の0.5%、その他の地域は1.8～2.2%を陸上風力発電の指定区域に充てることとされた。   |
| イギリス | エネルギー安全保障戦略（2022年）にて、風力・原子力・太陽光・水素の導入を加速し、2030年までに電力の95%の低炭素化を実現するとしている。  |
| フランス | 気候変動対策・レジリエンス強化法（2021年）によって、「化石燃料に関する広告の禁止」「列車を利用して2.5時間以内で移動できる区間での航空路線の運航を一部除いて禁止」等の措置が取られた。  |
| EU   | Fit55（2021年）は、2030年の温室効果ガス削減目標が1990年比で少なくとも55%削減を達成するための包摂的な政策パッケージとなる。<br>リバーエU（2022年）欧州委員会はロシアによるウクライナ侵攻を受け、ロシア産化石燃料への依存を2022年末までに大幅に低下させ、2030年よりも早い段階で脱却することを決定した。また、EU太陽光戦略を発表し（2020）、現在の2倍以上となる320GW以上のPVを2025年までに新設、2030年までに約600GW分の新設を目指す。 |

## 環境・人権デューデリジェンスに関する取組状況

### 国際的な展開に関する現状認識

#### 環境と人権との密接な関係についての認識の高まり

- 環境権、先住民族の権利、コミュニティの権利、将来世代の権利、自然の権利等の権利を基礎としたアプローチ（rights-based approach）の浸透
- 発展が人々の福利の向上につながるべきことを再確認

#### 環境権の浸透

- 国連人権理事会決議（2021年10月8日）に続き、環境権決議採択（2022年7月28日）
- 国連加盟国193カ国のうち、80%以上の国（156カ国）が環境権を承認（2019年国連調査）

### 日本の現状と課題

- 環境権を認めていない国（国連加盟国の中20%以下）に分類されているが、清浄な大気、水等、その一部は身体的・精神的人格権の一環として認められている。
- 温室効果ガスの排出が人格権等に影響を与える環境保全上の支障に該当すること、生物多様性の保全がワンヘルスの向上に資すること等、環境政策と諸権利との関係、人権・環境デューデリジェンスの考え方を踏まえることが必要。

出所：第六次環境基本計画に向けた基本的事項検討会（第2回）委員提出資料

### 企業などの非国家主体の取組の進展

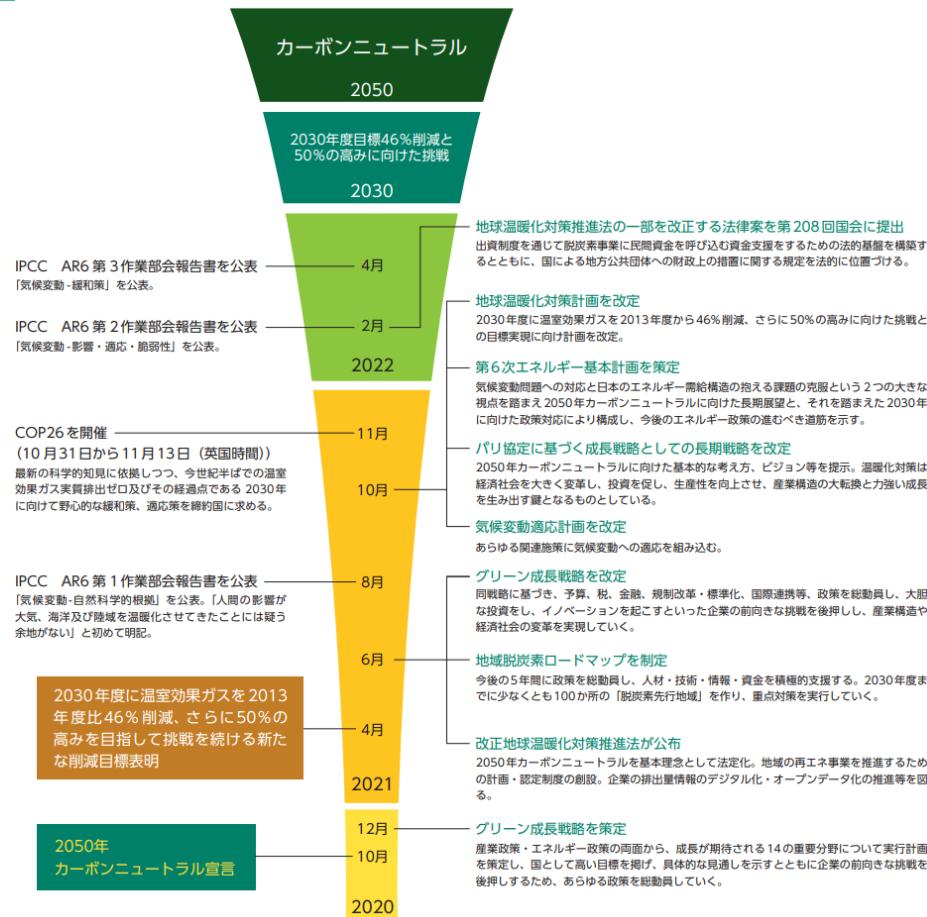
- RE100に参加している企業の売上合計は6兆6,000億米ドルを超えており、日本企業は2023年3月現在78社が参加している。
- TCFDに対して、2023年2月14日現在、世界全体では金融機関をはじめとする5,005の企業・機関が賛同を示し、日本では1,211の企業・機関が賛同の意を示している。

出所：日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）HP「RE100・EP100・EV100 国際企業イニシアチブについて」、経済産業省HP「日本のTCFD賛同企業・機関」

# 第五次環境基本計画以降の大きな変化 ②我が国の環境行政の成果

- 世界でのカーボンニュートラルへの大きな動きなどを踏まえ、我が国は2050年カーボンニュートラルを宣言し、2030年度温室効果ガス削減目標を引き上げた。
- 2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、生物多様性や自然資本を守り、活用するための戦略として「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定された。
- 我が国は、「パリ協定6条実施パートナーシップ」の活動を通じ、世界全体の排出削減と脱炭素成長の実現に取り組んでいる。
- 循環型社会形成推進基本法が制定された2000年度以降、産業廃棄物と一般廃棄物の合計最終処分量は減少し続け、目標年に先んじて目標値(2025年度で約13百万トン)をほぼ達成。

## 気候変動・脱炭素に関する法律、戦略、計画等の変遷



## 生物多様性国家戦略2023-2030

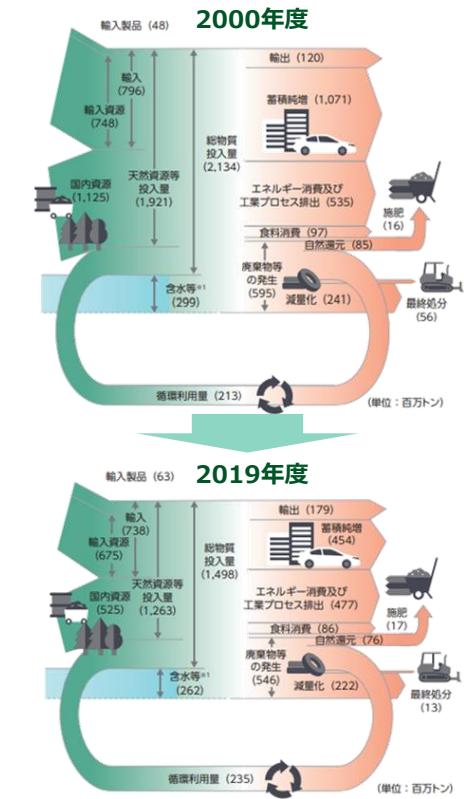


出所: 環境省「生物多様性国家戦略2023-2030の概要」(令和5年3月31日閣議決定)

## パリ協定6条実施パートナーシップ



## 廃棄物の最終処分量の変化



出所: 環境省「令和4年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(令和4年6月7日閣議決定)  
注: 含水等は、廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、屎尿、廐酸、廐アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の伴隨投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)。

## 環境基本法第1条

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

## 環境政策の目指すところ

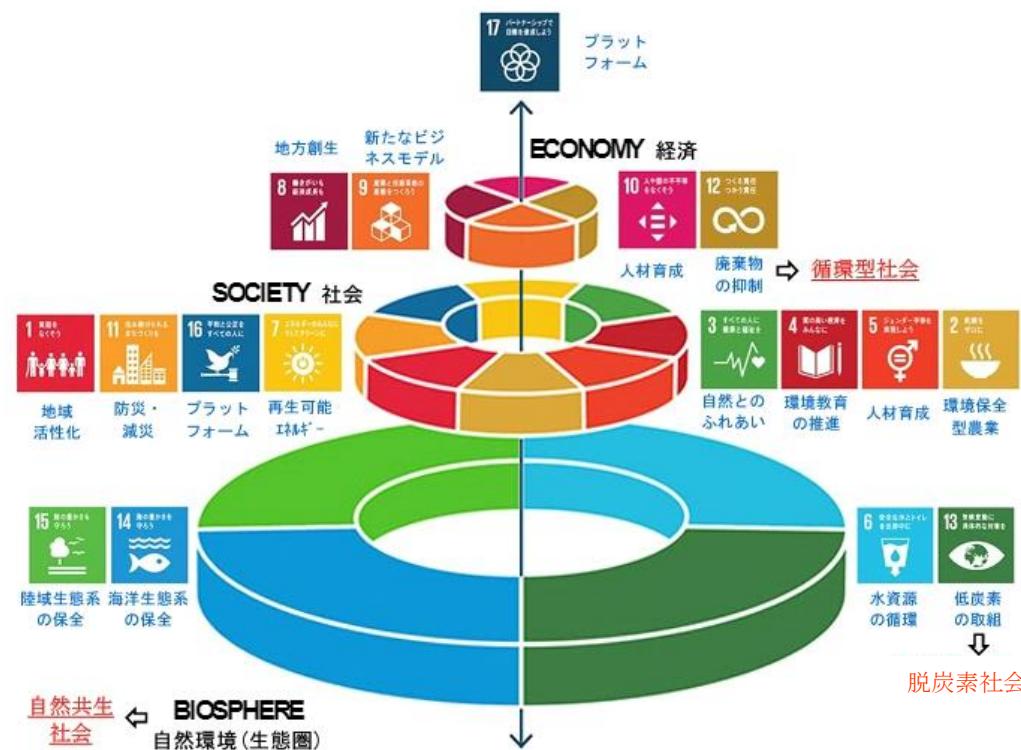
- 現在の文脈を踏まえれば、「**環境保全上の支障の防止**」及び「**良好な環境の創出**」からなる環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、Well-being、経済厚生の向上であり、また、人類の福祉への貢献でもあると考えられる。
- 時代の変遷とともに、人々の「環境保全」の捉え方も変わりつつある。従来の、「環境保全上の支障の防止」というマイナスの解消に留まらない、プラスの領域を目指す取組（ネイチャーポジティブ）に注目が集まっている（環境基本法における「環境保全」には、「環境保全上の支障の防止」に加え、プラスの領域を目指す取組が元々含まれている。）。

# 目指すべき持続可能な社会の姿① 統合的向上

- 環境は人類存続の基盤であり、社会も経済もその上で成り立っている。ただし、現状の改善にはこれまでのマイナスをゼロにするだけでなく、プラスを目指す取組が必要。

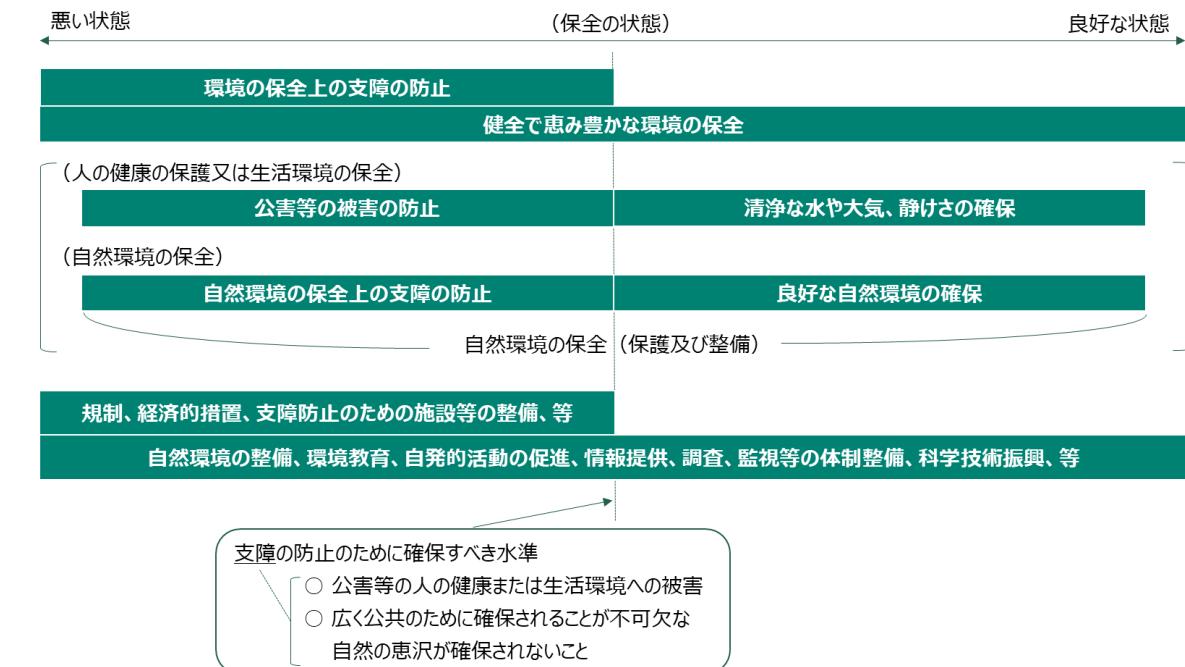
## SDGsのウエディングケーキ

環境は人類の存続のための基盤であり、その上に社会・経済が成り立っている。  
環境負荷の増大により自然資本が臨界的水準を下回ることがあれば、人類の生存  
そのものが脅かされる事態となり、Well-beingの向上以前の問題となる。



## 環境の保全の考え方

環境基本法における「環境保全」には、「環境保全上の支障の防止」に加え、プラスの領域（良好な環境）を目指す取組が元々含まれている。

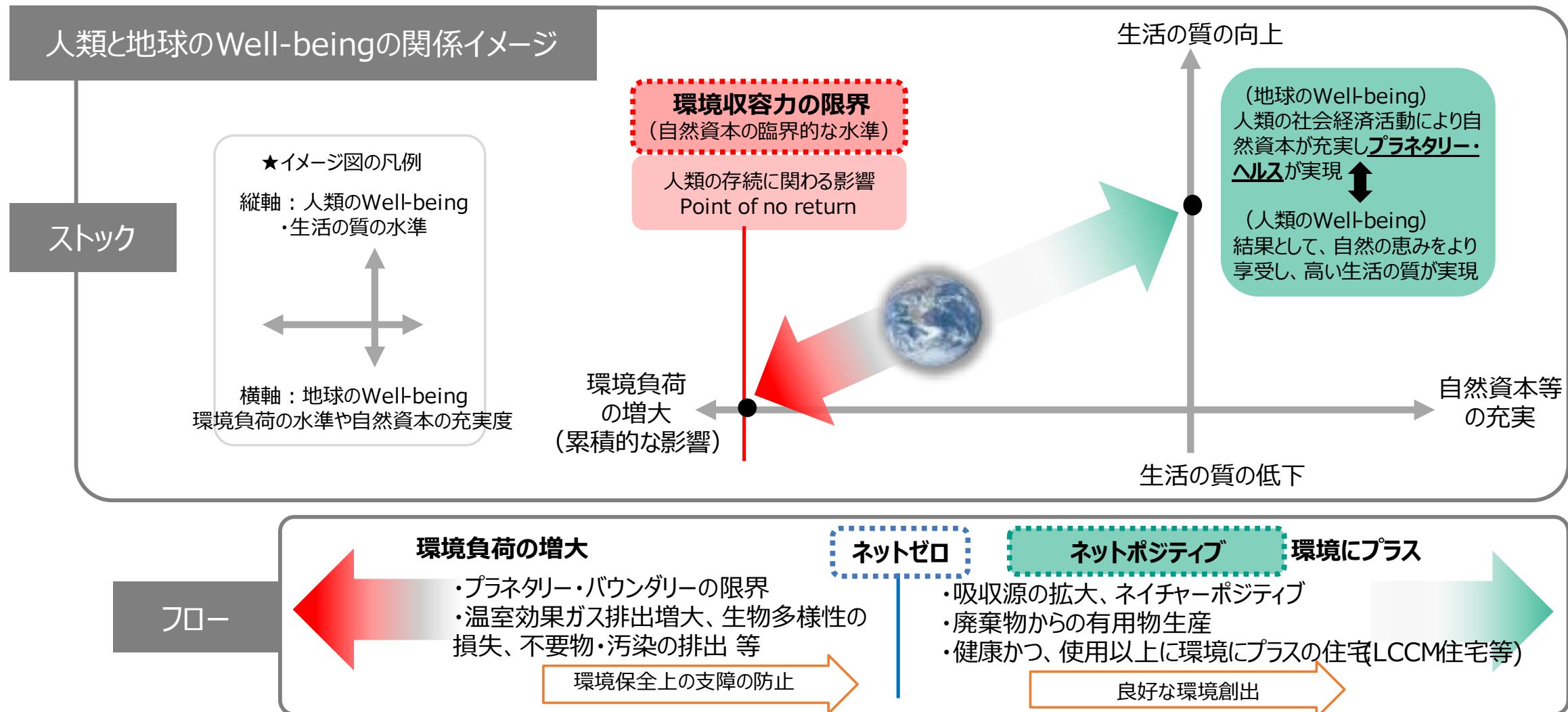


出所：環境省総合環境政策局総務課「環境基本法の解説（改訂版）」（2002年）より環境省作成

# 目指すべき持続可能な社会の姿② 自然資本とWell-being



- 環境負荷を低減し、ストックとしての自然資本を充実させることがWell-beingの向上につながると考えられる。



# 目指すべき持続可能な社会の姿③ 循環共生型社会の深化

- 「循環」と「共生」は第一次計画以来の環境行政の長期的目標。第五次計画では環境・経済・社会の統合的向上を目指した持続可能な社会の姿として「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）の考え方を示しており、第六次計画でもそれを踏襲しつつ、さらなる深化が必要。
- 地球温暖化や生物多様性等に加えて、現在は汚染も含めた、あらゆる環境問題を統合的に考える必要性がある。

## 「循環」の考え方

- 環境問題は、基本的には、人間活動に伴い、環境の復元力を超えた資源が採取されることにより、温室効果ガスや大気汚染物質など、環境負荷の排出が環境の自浄能力の範囲内を超え、自然界の元素を含めた物質循環が乱れることにより生じる。
- その本質的な解決のためには、第一次計画で指摘した「循環を基調とした経済社会システムの実現」が不可欠である。ここでは、温室効果ガスなど個別の環境負荷の低減を図るだけではなく、個別の環境保全行政を統合し、環境収容力／プラネタリー・バウンダリーを踏まえ、環境負荷の「総量」を減らしていく視点が重要である。
- 例えば、再生可能な資源・エネルギーや既に地上に存在する「都市鉱山」などのストック（いわゆる「地上資源」）を主体にし、地下に存在する化石燃料に代表される新たな枯渇性の天然資源の投入を最小化して、汚染物質や不要物の発生を極力回避するのである。これを、サプライチェーン全体における資源・エネルギーの採取について適用することが考えられる。また、健全な循環の実現のためには、森里川海のつながりの確保も重要なとなる。
- さらに、目指すべき循環のレベルについては、前述した「環境保全」の概念の変化を踏まえれば、環境保全上の支障の防止のための「健全」な水準の確保は当然のこととして、生活の質や国際競争力の向上等に資する、いわゆる「良好な環境」（環境省設置法第3条第1項）の水準を目指すことも視野に入れるべきと考えられる。
- なお、第一次計画における「循環」は、CO<sub>2</sub>の循環も含まれるという理解のもと議論されてきた経緯がある。検討会では、大気や資源等を含め、包括的に概念を再検討する必要があるとの指摘があった。

## 「共生」の考え方

- 第一次計画以来、我が国の伝統的自然観・文化を踏まえつつ、自然と人間との相互の関わりの中で、健全な生態系を維持・回復し、自然と「共生」を確保することが目標に掲げられてきた。
- 自然との共生を図るためにには、人類が「生態系の健全な一員」となる、いわば、人類が「利他的」な存在となることが求められる。
- 環境基本法の「環境の保全」の考え方方に鑑みれば、環境保全上の支障が生じないよう、人類の活動が生態系を毀損しないだけでなく、人類の活動によってむしろ生態系が豊かになっていく状態が望ましいと言える。
- プラネタリー・ヘルスの考え方のように、国民一人一人のWell-beingとそれぞれの属する地域や国、地球の環境・経済・社会の持続可能性（Well-being）が同じ課題であるとの認識が重要である。
- また、第五次計画では、循環共生型社会として、自然と人との共生に加えて、地域間の共生も例示している。環境行政の目的が環境基本法で規定された「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」を踏まえるならば、国民一人一人の共生、将来世代との共生、世界との共生などの概念も入り得ると考えられる。
- 検討会では、「共生」という言葉には生態学における共生と、仏教における共生（読み：「ともいき」）という考え方があり、これらについても「循環」同様、概念の再検討が必要であるとの意見があつた。

## 環境政策の統合、環境政策と他の政策分野との統合の必要性

- 環境問題の解決、持続可能性に関する様々な課題を統合的に捉える観点からは、基本的には、炭素等の元素を含む自然界の健全な物質循環を確保すること（循環）、生態系の健全な一員となること（共生）が必要であり、この「循環」と「共生」を個別の環境政策の共通の目的としつつ、統合的に運用し、環境負荷の総量を減らしていくことが求められる。
- 統合的に運用されるべき個別の環境行政は、気候変動、資源循環、生物多様性はもとより、化学物質、水・大気環境の保全等の各分野も含まれる。

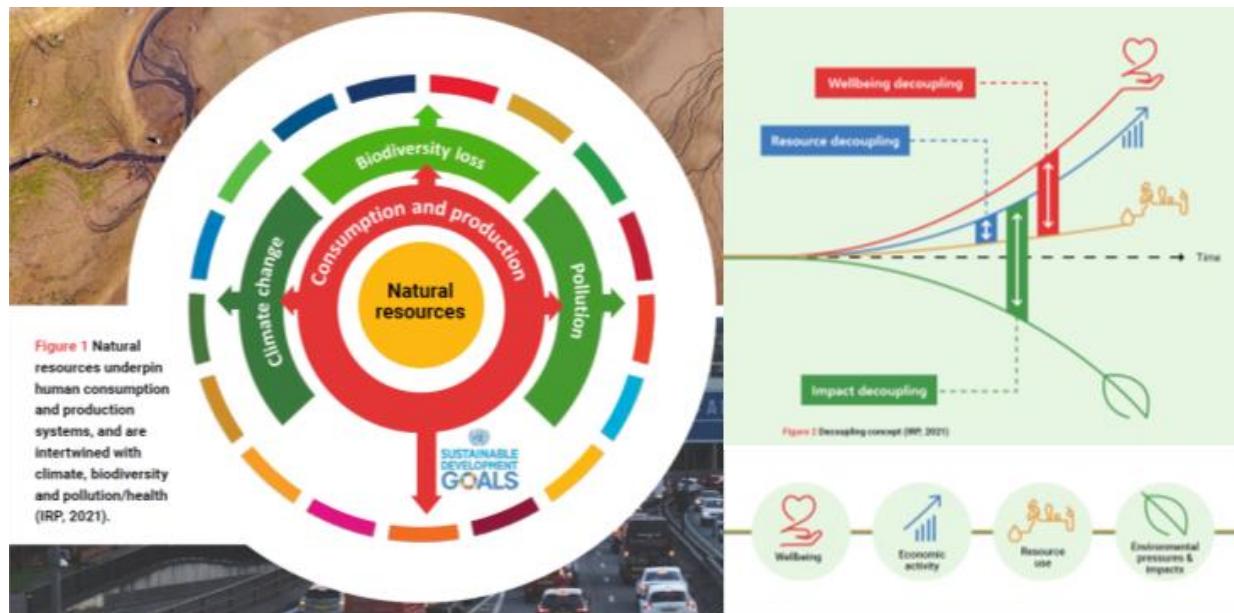
# 今後の環境政策が果たすべき役割～統合的アプローチ～



- 脱炭素社会への移行は、循環経済への移行や自然再興の取組と相互に関係しており、それぞれの取組間のネクサスを踏まえ、トレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るよう統合的に推進することにより、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を図ることが重要である。また、環境間の課題だけでなく、環境政策による経済・社会的課題の同時解決を含む、環境政策と他の政策分野との統合も重要である。

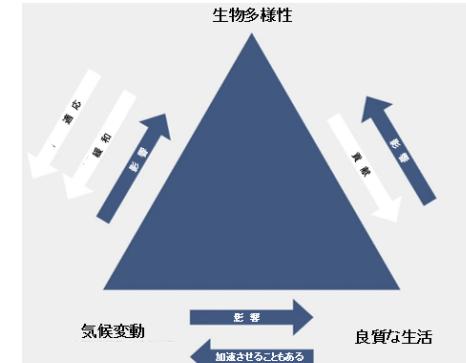
## 天然資源の使用量の削減を軸に置いた考え方

国連環境計画（UNEP）では、気候変動、生物多様性、汚染に関する目標を達成するためには、天然資源の使用量を絶対的に削減することが不可欠であると指摘している。



出所：UNEP International Resource Panel「Making Climate Targets Achievable」（2022）より環境省作成

## IPBES-IPCC合同ワークショップ<sup>®</sup>報告書



出所：IPBES and IPCC「Scientific Outcome of the IPBES-IPCC co-sponsored workshop on biodiversity and climate change」(2021)

## 「生物多様性と気候変動に関するIPBES-IPCC合同ワークショップ<sup>®</sup>」の成果(2021年6月公表)

気候と生物多様性の間には複雑な相互作用があり、生物多様性は人や生態系が気候変動に適応する助けになること、また、気候、生物多様性と人間社会を一體的なシステムとして扱うことが効果的な政策の鍵であるなどと述べている。

## 統合的アプローチの重要性



希望や活力ある未来につながる地域循環共生圏（=ローカルSDGs）の創造

# 新たな成長① 「変え方を変える」～Theory of Change～



## 環境・経済・社会を取り巻く諸課題（例）

- 【文明的転換】化石燃料等の地下資源の大量使用を前提とした経済社会から、再生可能なエネルギー等の**地上資源主体の経済社会**に転換していく必要。
- 環境保全を通じて、人口減少・高齢化、**長期停滞**、格差、地方の疲弊等の経済・社会的な課題を、**同時に、カップリング**して解決する必要。

▼ 諸課題の解決には、今までの延長線上ではなく、「**変え方を変える**」新たな視点が必要。

## 目的（上位概念）の再設定

- 「**新たな成長**」の基本的考え方として、環境行政の目的である**現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、Well-being、経済厚生の向上（市場+非市場の価値）**」を上位の目的概念に置く。これにより、国民が希望を持ち、環境・経済・社会を取り巻く諸課題を解決。結果として経済成長への早道。

## 「新たな成長」に繋がる、「変え方を変える」ための具体的な視点

### 【ストックと「あるべき姿、ありたい姿」（ステートバリアブル：あるべき、ありたい状態を表すもの）】

- 生活の質の向上には、フローに加えて、ストックの充実が必須。**自然資本**は人類の存続の基盤。「あるべき、ありたい状態」に向けた行動が重要。

### 【長期的視点、将来世代への配慮、利他的視点】

- 目先のことではなく、**長期的視点**に立った将来のための投資なくして構造的な問題は解決しない。また、**将来世代等**に対する**利他的視点**を持つことが重要。

### 【現在及び将来の国民の本質的・潜在的なニーズ、その一つとしての科学の要請】

- 生活の質の向上には、供給者が持つシーズのみならず、国民の**本質的・潜在的ニーズへの対応**が必要。**最良の科学**の要請に応えることもニーズの一つ。「イノベーションのジレンマ」の克服。

### 【「モノの量ではなく質」無形資産の重視、高付加価値化】

- 物質的な生産拡大ではなく、環境価値を含めた**高付加価値化**で稼ぐことが必要。そのため、**無形資産投資**（ブランド力の向上等）の拡充が不可欠。

### 【社会関係資本、コミュニティ】

- Well-beingには、**社会関係資本**と人的資本が関連。生活の質の向上には、国家、市場、**コミュニティ**のバランスが必要。弱者への配慮、包摂性が重要。

### 【自立・分散型、水平・分散型】

- 一極集中・大規模集中型の経済社会システムではなく、**自立・分散型、水平・分散型**の経済社会システムが必要。地域循環共生圏の構築が鍵。

## 新たな成長② 「新たな成長」のイメージ



現在及び将来の国民  
の高い生活の質、  
Well-being・高い経  
済厚生

すべての国民が明日への希望  
が持てるように

【非市場+市場的価値】

(例)

- 生存・生活の基盤、安心安全
- 賃金（背景としての経済成長）
- 雇用、格差
- 衣食住
- 健康、福祉
- 移動関連
- 地域・コミュニティ・文化
- 安全保障
- 人類の福祉

- ・国民の本質的・潜在的なニーズ
- ・国民が、あるべき、ありたい状態を認識

共進化

ストック、あるべき・ありたい状態

### 自然資本（環境）

#### 【人類の存続、生活の基盤】

- 自然資本が臨界的な水準から十分に余裕を持って維持され、健全な「自然界の物質循環」が維持される水準
  - ・ 最新最良の科学に基づく環境保全上の支障の防止、環境負荷の総量を削減
    - ✓ 1.5℃目標が達成される気候（要件としての2050年CNと勝負の10年。適応も含む。）
    - ✓ 健全な循環経済
    - ✓ 健全な生態系
    - ✓ 残された公害問題の解決 など

#### 【良好な環境】

- 充実した自然資本の水準
  - ✓ 快適な環境（アメニティ）
  - ✓ ネイチャー・ポジティブ など

・あるべき姿、ありたい姿を実現するためのコーディネーション

### 自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム

#### 【地上資源を主体とし、循環と共生を基調とする、持続可能な経済社会システム（循環共生型社会の実現）】

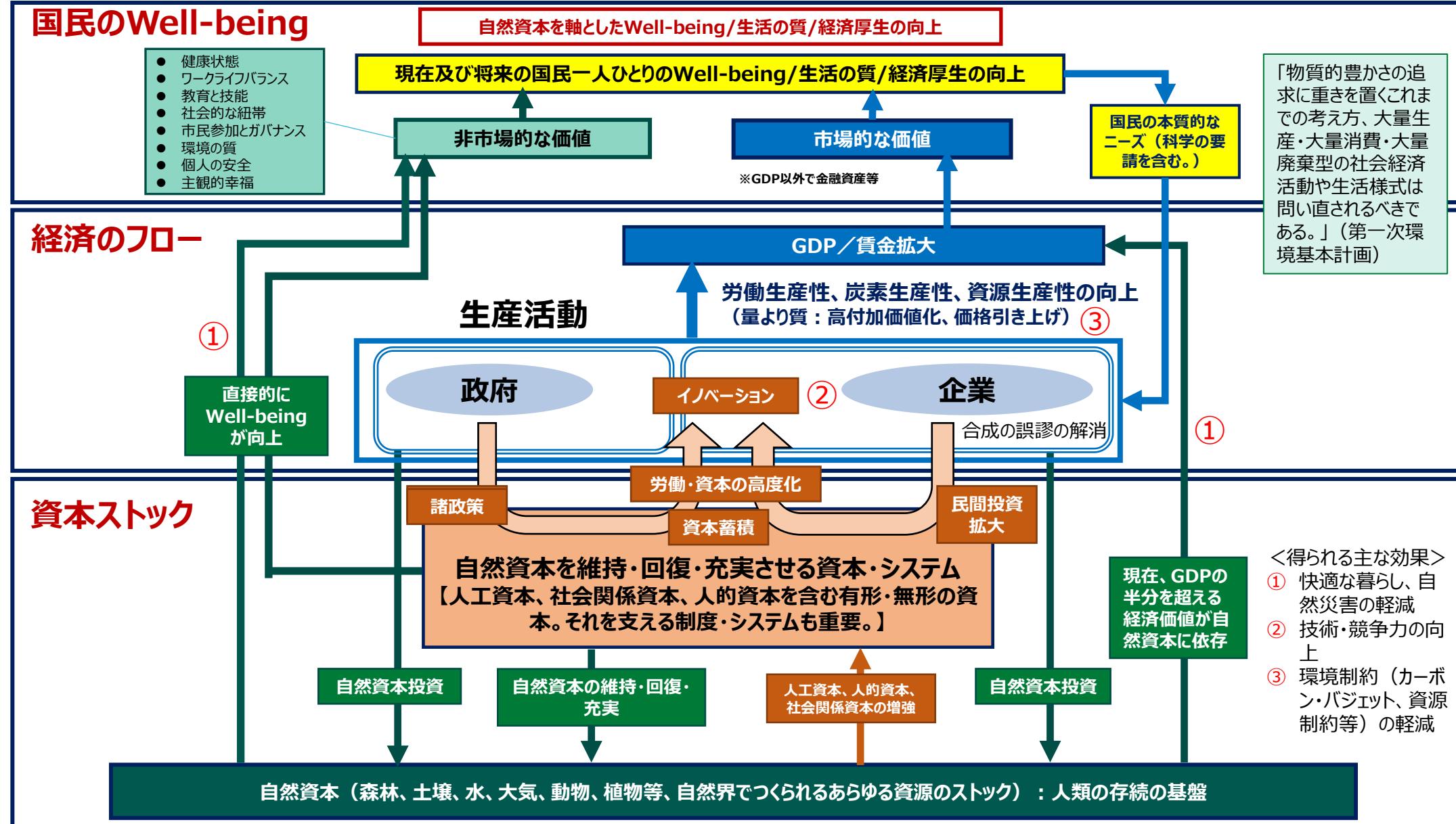
- 物質的豊かさに重きを置いた大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の見直し。量から質、高付加価値化。
- 長期的視点に基づく構造変化
- 自然資本を改善する資本（例）：有形資産（設備、インフラ等）、無形資産
  - ✓ 再エネ・省エネ・資源循環関連設備、ゼロカーボン素材
  - ✓ ZEB・ZEH、公共交通、EV、充電設備、分散型国土、集約型都市
  - ✓ 無形資産（人的資本、経済的競争能力等）、社会関係資本・コミュニティ
- 制度・システム（例）：市場の活用とその失敗の是正等
  - ✓ 自立分散、水平分散型のシステム（規模の経済との相互補完）、地域循環共生圏の構築
  - ✓ 価格メカニズム（CP等）、金融システム（ESG、地域金融等）
  - ✓ 循環経済システム
  - ✓ 自然を活用した解決策（NbS）、自然と共生する文化、
  - ✓ 教育・科学研究
  - ✓ 国土政策、土地利用政策、持続可能な農林水産業システム
  - ✓ 公正な移行、適応
  - ✓ 国際枠組、国際協調

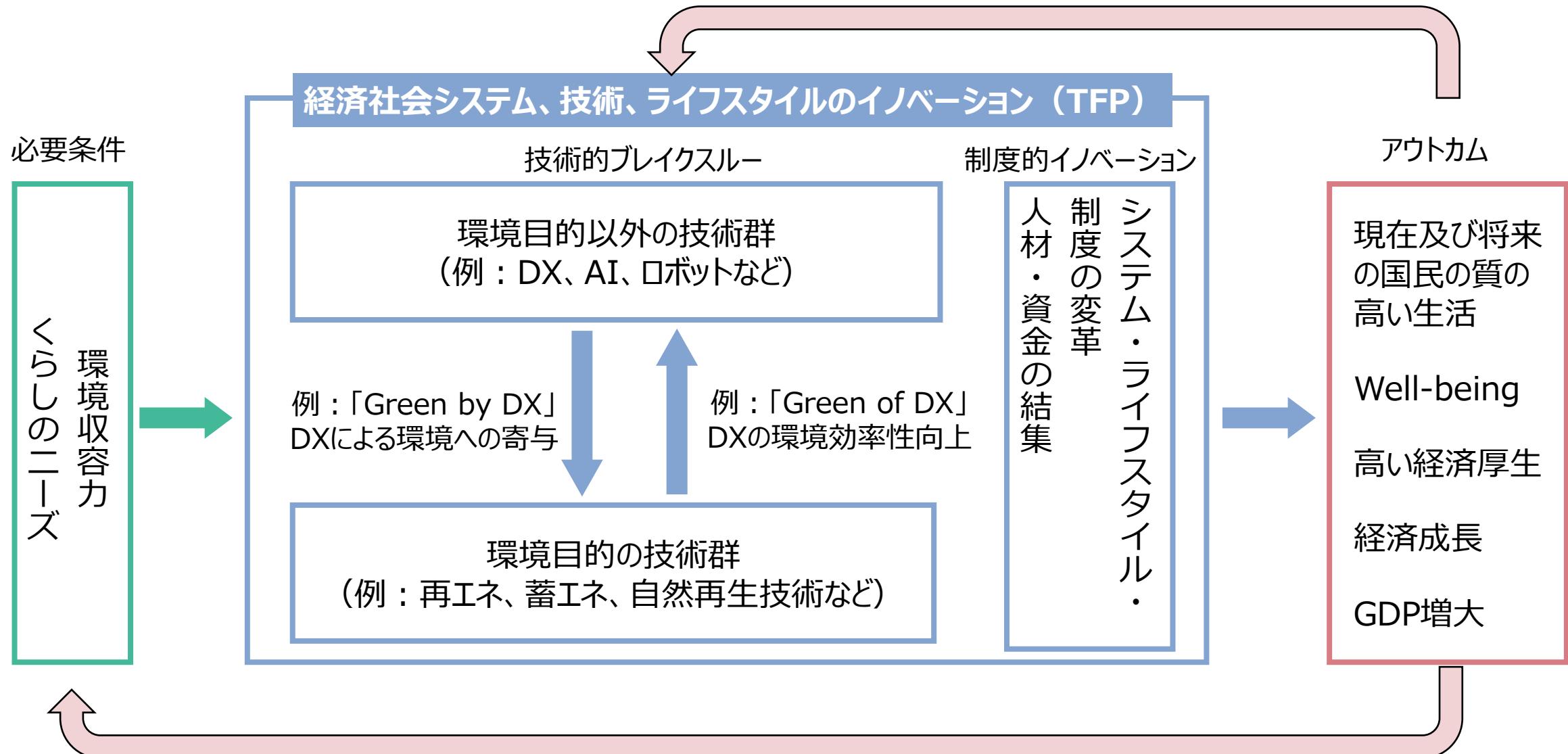
環境行政  
間の統合と  
環境行政と  
他の分野と  
の統合（同  
時解決）

### 経済社会システム、技術、ライフスタイルのイノベーション

ストックの充実が、国民の高い生活の質の実現に貢献する。ストックを充実させる過程において、フローの効果（例：GDP）も得られる。

# 新たな成長③ 共進化するWell-beingと環境資本・システム





# 環境政策の原則・手法等① 環境効率性、未然防止原則・予防的アプローチ



## 環境効率性

経済の付加価値が拡大してもトータルの環境負荷はむしろ減少していくこと（**絶対的なデカップリング**）が必要。環境の視点をコストではなく高付加価値経済の源泉としていくことが重要。第五次計画においても、「炭素生産性（温室効果ガス排出量当たりの付加価値）を大幅に向上させることが不可欠」と記述。他の政策分野との連携も重要で、例えば中央環境審議会炭素中立型経済社会変革小委員会においては、炭素生産性と労働生産性の関係が議論されてきた。

## 未然防止原則・予防的アプローチ

最新最良の科学的知見に基づくことは環境政策の大前提。そのための基本原則として、人間の活動と人の健康や環境に係る被害の因果関係が科学的に確実であれば、未然に被害の防止を行わなければならないとする「**未然防止原則**」と、人間の活動と被害の間に完全な科学的確実性がない場合でも、不可逆で深刻な被害を生じるときには対策を遅延してはならないという「**予防的アプローチ**」の考え方がある。

### 「未然防止原則」

気候変動対策は、未然防止原則に基づく対策が必要な段階に移行。IPCC第六次評価報告書統合報告書は、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには**疑う余地がない**」と報告。

カーボンバジェットの考え方を重視し、気候変動の脅威を「現実かつ切迫した」人権への危険と認めたうえで、政府が十分な削減目標を掲げないことは国内の住民を守るために国が負う義務に違反すると捉える立場が海外の訴訟において有力化しており、**人権問題として気候変動問題を扱う動き**にも注目すべきである、という指摘があった。

| 1850～1900年から2010～2019年にかけての地球温暖化（℃）   |      | 1850～2019年にかけての過去の累積CO <sub>2</sub> 排出量（GtCO <sub>2</sub> ） |      |      |      |     |  |
|---------------------------------------|------|---|------|------|------|-----|--|
| 1.07（0.8～1.3；可能性が高い範囲）                |      | 2390（± 240；可能性が高い範囲）  |      |      |      |     |  |
| 1850～1900年を基準とした気温上限までのおよよその地球温暖化（℃）* |      | 2020年の初めからの残余カーボンバジェット推定値（GtCO <sub>2</sub> ）               |      |      |      |     |  |
| 1.5<br>1.7<br>2.0                     |      | 2010～2019年を基準とした気温上限までの追加的な地球温暖化（℃）*                        |      |      |      |     |  |
| 1.5                                   | 0.43 | 900   | 650  | 500  | 400  | 300 | 非CO <sub>2</sub> 排出削減量のばらつき  |
| 1.7                                   | 0.63 | 1450  | 1050 | 850  | 700  | 550 | 付随する非CO <sub>2</sub> 排出削減の程度により、左記の値は220 GtCO <sub>2</sub> 以上増減しうる |
| 2.0                                   | 0.93 | 2300  | 1700 | 1350 | 1150 | 900 |  |

出所：気象庁「IPCC AR6 第1作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定訳」（2022）

### 「予防的アプローチ」

水俣病に対する行政対応の遅れが甚大な健康被害に繋がった教訓や、気候変動の分野において予防的アプローチに基づく取組を通じて科学的知見の蓄積が進んだ経験を踏まえれば、引き続き予防的アプローチも重要。

最近でも最高裁において、予防的アプローチに基づく条例の合憲性を認める判決（最三判令和4年1月25日）が出された。

国際慣習法においても予防的アプローチに基づく環境アセスの実施義務が確立され、一定の潜在的悪影響がある活動には戦略的環境アセスの導入が必要とされた。



出所：読売新聞「水俣病公式確認60年」

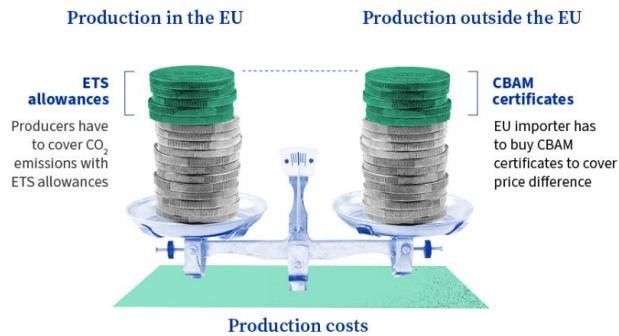
# 環境政策の原則・手法等② 汚染者負担原則、参加・パートナーシップ



## 汚染者負担原則

受容可能な状態に環境を保つための汚染防止費用は、汚染者が負うべきとする原則。日本の公害関連法令等においては、原状回復や被害者救済の観点でも、この原則の考え方を取り入れられてきた。**効率的かつ実効的**で、汚染の原因者が正確に費用負担することで**競争上の公平性の確保**にもつながる。

海外の製造企業に対する規制が未実施であるなど、上流のサプライヤーへの対応が日本の産業における国際競争上の課題となっている。EUによるCBAMのように、汚染者負担原則に基づくメカニズムを導入しながら、**国際競争上の公平性の確保**を目指すことが必要。



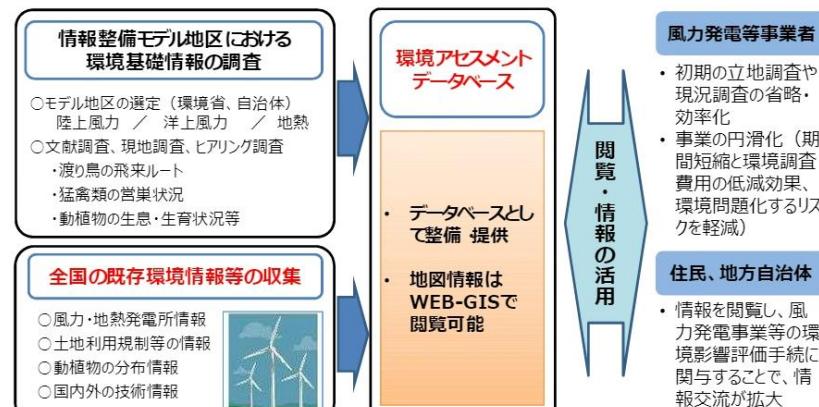
出所：European Council, Infographic 「Fit for 55: how does the EU intend to address the emissions outside of the EU?」(2022)

## 受益者負担の考え方

公共等の事業による利益を受ける者が費用を負担するという考え方。例としては、森林環境税、生態系サービスへの支払い（PES）などある。「良好な環境の創出」、つまりネイチャーポジティブを促進する上で参考になる。

## 環境情報の提供

我が国の環境法令にはリオ宣言、オーフス条約採択前に整備されたものが多く、環境情報へのアクセスの制度化が遅れていることが指摘された。環境情報をSDGsの考え方と連結し、**体系的に位置付けて活用する方策**を検討すべき、金融機関や投資家がESGを踏まえた投融資をする際にも、企業情報の開示が極めて重要といった意見があった。



情報提供の例：EADAS（イーダス）

## 参加

**若者や将来世代の意見を取り込む**には、参加の機会となる場づくりが必要。特に社会的に納得感を醸成し、分断を避ける観点では、早い段階から意見を取り込むことが重要。気候市民会議をはじめ、環境関連の政策への市民の意思決定参加を促すべき。またドイツにおいては司法へのアクセスが環境政策を効率化する手法として捉えられつつあるとの委員指摘あり。

## 多様な主体の参画

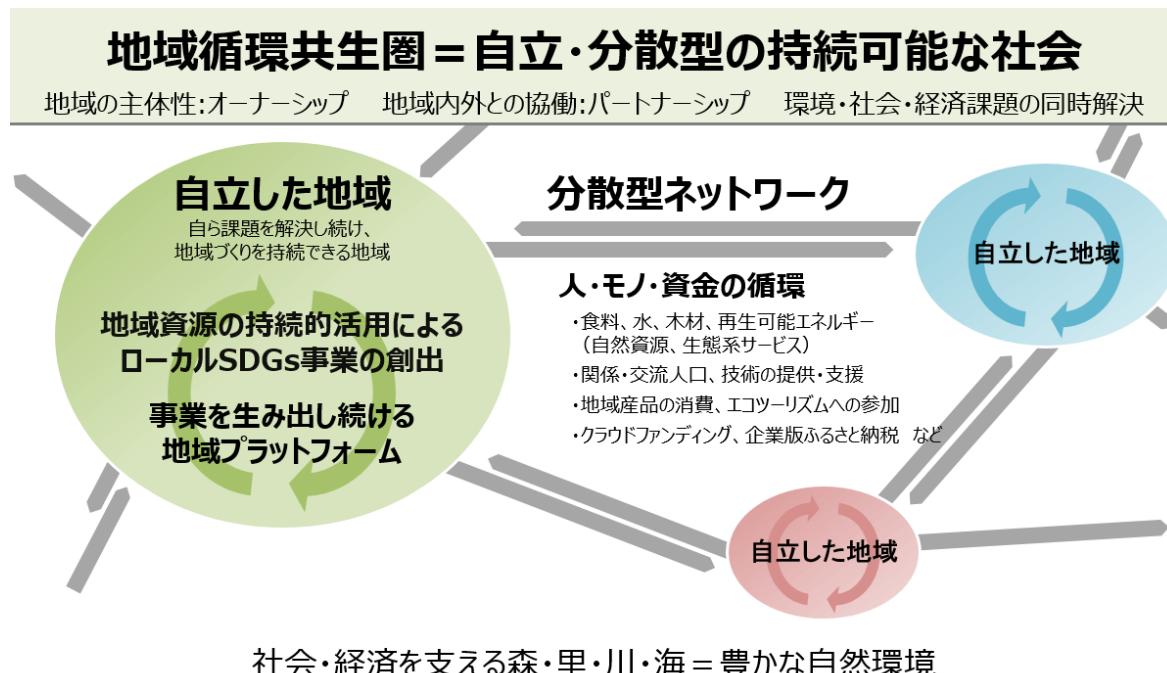
30by30目標を達成するため、陸と海の保護・保全に取り組む主体を、行政機関に限らず、企業・金融機関や研究機関等に幅広く拡大しようという動きがある。また、OECDは自治体・企業・金融機関等の様々な取組主体が協働で目標を達成する手段として、その重要性が認識されている。

# 地域循環共生圏① これまでの実績

- 地域循環共生圏とは、「地域資源」を持続的に活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方である。
- 2022年9月30日時点で全国187の団体で取組が進むなど、徐々に全国に浸透してきている（地域循環共生圏づくりの一環としての地域脱炭素の取組をしている地方公共団体も増えてきている）。その中には、環境・経済・社会の統合的向上の効果によるインパクトが、定量的に評価されているものも部分的にはある。

## 地域循環共生圏のイメージ

全国187の団体が取り組んでいる

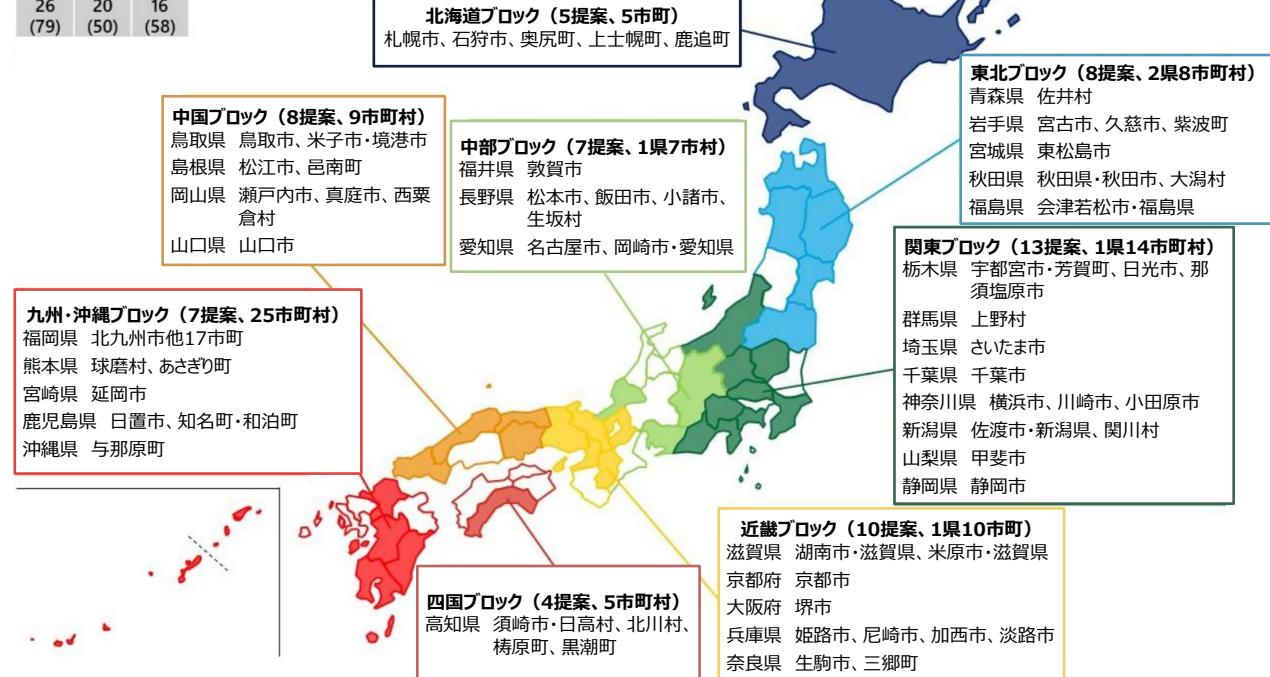


## 脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第3回）

第3回までに、全国32道府県83市町村の62提案が選定された

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

| R4         | R5         |            |
|------------|------------|------------|
| 第1回        | 第2回        | 第3回        |
| 26<br>(79) | 20<br>(50) | 16<br>(58) |



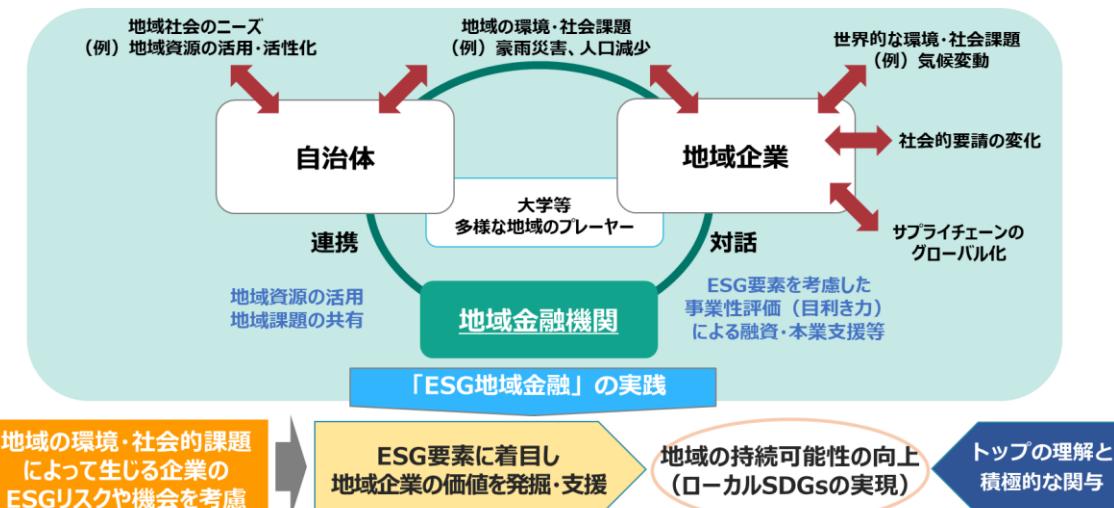
# 地域循環共生圏② 今後の発展の方向性

- 地域循環共生圏の発展に向けた視点として、自治体や企業、金融機関等の「多様な主体の協働」や、多数の極である程度集約する「重層的多極集中」、地域を巻き込む「スポーツや文化の力」の三つが挙げられる。
- 自治体に加え、地域金融機関は地域の経済・社会の活性化及び持続可能性のため、地域企業との連携・対話を通じて、地域資源の活用・地域課題の解決に取り組んでいく重要なポジションにある。

## 多様な主体の協働

- 地域循環共生圏により、環境・経済・社会の統合的向上を実現するためには、地域の主体性（オーナーシップ）と、域内・域外の多様な主体による協働（パートナーシップ）が欠かせない。地域の人々が自分事として参加型で取り組めることに加え、各地域がその特性を活かした強みを發揮しつつ互いに支えあい、特性に応じて近隣地域等と共生・対流するための広域的なネットワークや社会・経済的つながりを構築することが必要である。
- 検討会では、自治体、企業、金融機関や研究機関が一体となって後押しすることが不可欠であることに加え、**全体を通じた横断施策として、データマネジメントとファイナンスの両輪が重要**との指摘があった。

### ローカルSDGsの推進における「るべき姿」～地域金融機関を中心～



出所：第六次環境基本計画に向けた将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」検討会（第3回）資料

## 重層的多極集中

- 地域循環共生圏のイメージは、どちらかというと農山村に近い、あるいは地方都市の中でも小規模のものが多いが、農山村のみならず地方都市や大都市圏も含めた地域循環共生圏のイメージをもう少し深堀りし、明確化すべき、との意見があった。また、検討会では、地域循環共生圏を考えるに当たり、どのレベルで何が循環するのか、グローバル、ナショナル、ローカルについて明確にするとともに、三者の構造を考えるべきとの指摘があった。
- その際の理想的な姿として、「重層的多極集中」、つまり極が多数あり、それぞれがある程度集約的であるという姿が提示された。しかし、実際には大都市、地方都市、農山村ではそれぞれの機能や社会構造が異なるため、特に都市部における地域循環共生圏を個別具体的にどう明確化するかは大きな課題である。

## スポーツや文化の力

- スポーツや文化は地域を巻き込む力があるため、それらと一体となって現場を動かすことが大切であるとの指摘があった。こうした文化の視点は、生物多様性や人々のアクションのモチベーション、地域や環境への愛着などのバックグラウンドにもなる。
- また、我が国は伝統的に、自然と人間が対立するのではなく、**共生し、活用しながら保全していく伝統的な自然観**を持っており、こうした文化は国際的にも発信できる側面があることから、こうした点を含めて展開していくことが必要であるとの指摘があった。

# 地域循環共生圏③ 国土利用、土地利用

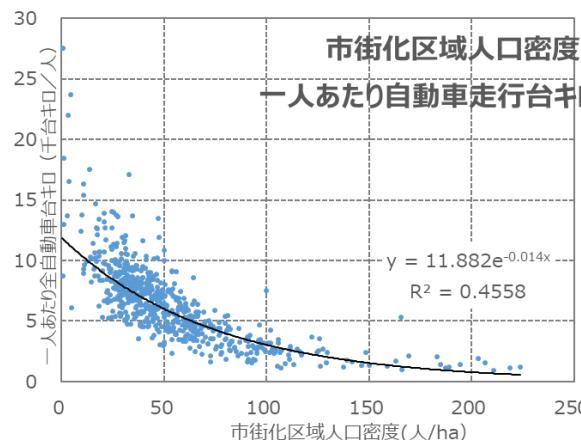


- 自動車走行量の減少等を通じて、CO<sub>2</sub>排出量削減に寄与することから、都市のコンパクト化や都市間を含む持続可能な地域公共交通ネットワークの形成（コンパクト・プラス・ネットワーク）や、ウォーカブルでコミュニティ空間を重視した都市・地域づくりは有効。
- 生物多様性の保全と持続可能な国土利用・土地利用を進めるに際して、ランドスケープアプローチの適用が有効と考えられるが、合意形成の制度化等、手法と実践における課題が指摘されている。

## コンパクト・プラス・ネットワーク

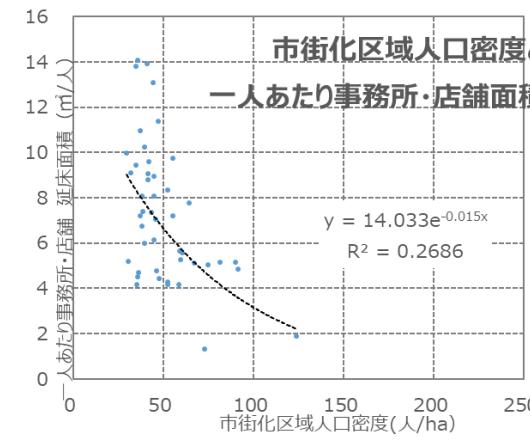
- 都市のコンパクト・プラス・ネットワークとは、市街地の集約化と都市間を含む地域公共交通ネットワークの形成である。
- 実際、拡散型の市街地を有する都市は、集約型の市街地を持つ都市と比べて、一人当たり自動車走行量が増え、一人当たり事業所・店舗の延床面積が広くなる傾向にある。

市街化区域人口密度と自動車走行量の関係



(出所) 土地利用・交通モデル（全国版）、都市計画年報（H27）から作成

市街化区域人口密度と業務面積の関係



(出所) 国土交通省「建築物ストック統計（H27）」、都市計画年報（H27）から作成

## ランドスケープアプローチ

ランドスケープアプローチは、一定の地域や空間において、（土地・空間計画をベースに）多様な人間活動と自然環境を総合的に取扱い、課題解決を導き出す手法。分野横断的に土地利用を考えていくことが有効と考えられる。

### ランドスケープ

自然環境と様々な人間活動の総体として現れる一定の地域や空間の様相。

The Real World



出典 <https://www.in.gov/gis/gis101.htm>

景観：①けしき、ながめ…  
②自然と人間界のことが入り  
まじっている現実のさま。  
(広辞苑)

### ランドスケープアプローチ

- 持続可能な発展や人々の生活など、多様で総合的な観点なしには対応できない課題を解決。
- 生物多様性保全と気候変動や持続可能な消費と生産など、関連する課題解決プロセスのかけはしにもなる、成熟した社会づくりにとって重要な考え方。

トレードオフを生む政策アプローチ  
例：ひとつの種だけに着目した保全施策  
経済活動だけに着目した政策

# 地域循環共生圏④ 公正な移行（課題）



- 今後、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー等によって、経済・産業構造が大きく変容し、それに伴って、地域経済も移行（トランジション）が必要になるが、脱炭素化に伴い地域経済が大きなダメージを受ける可能性もある。こうした移行に伴い影響を受ける関係者も含めて地域循環共生圏づくりに取り組んでいくことが重要である。
- また、40代のいわゆる就職氷河期世代への人的資本投資の必要性が指摘されている。

## エネルギー多消費産業に依存している地域経済が存在

- 地域経済がエネルギー多消費産業に依存している地域では、**脱炭素化に伴う事業所閉鎖**によって、大きなダメージを受ける可能性がある。
- 例えば、石油・石炭製品のGDPが当該地域のGDPの約4割も占める地域もある。

閉鎖・撤退産業の地域のGDPに占める割合（想定されるダメージ）

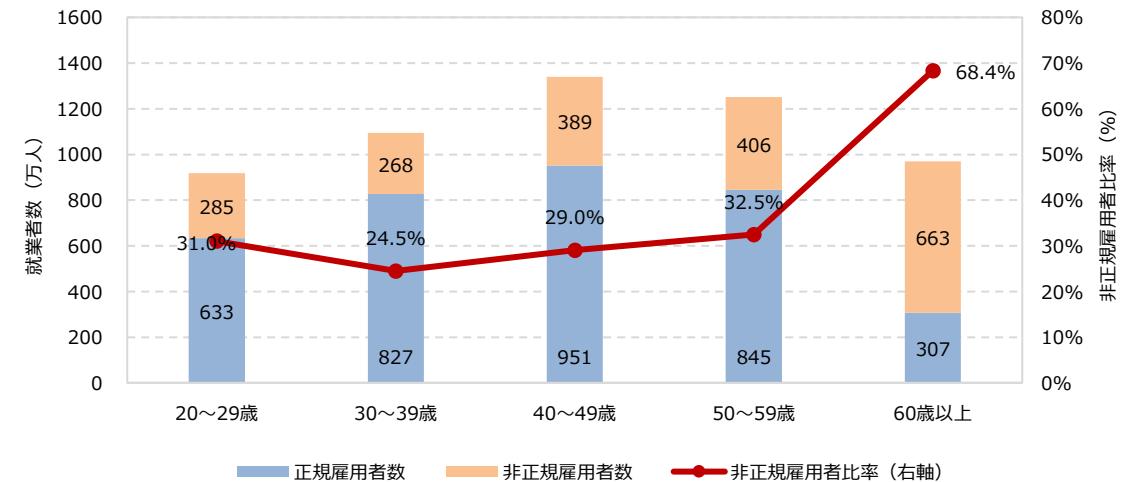


出所：地域経済循環分析用データより作成

## 就職氷河期世代（40代）の非正規雇用割合が高い

- いわゆる**就職氷河期世代（40代）**は、団塊ジュニア世代を含むため人数が多い上に、「雇用の調整弁」とされている非正規雇用割合が高く、**新たな職の取得が難しくなる可能性**がある。
- そのため、「公正な移行」のための**職業訓練等の人的資本投資が特に必要**と考えられる。
- また、「公正な移行」とセーフティネットの強化と雇用の流動化等を組み合わせた**労働市場改革との制度的補完性**を指摘する意見があった。

年齢階層別の正規・非正規の雇用者数



出所：総務省統計局「労働力調査」（2022年）より作成

# 地域循環共生圏④ 公正な移行（方向性）



- 我が国では、基本的に製造業から製造業への転換を進めてきており、公正な移行の検討に当たっては、このような国内の移行経験も参考になるのではないか。
- また、圏域レベルでの計画策定とそれに対応した包括的支援等の欧州の移行制度を踏まえた検討の必要性も指摘されている。

## 国内の移行経験を踏まえた検討の必要性

- 国内では大規模産業の衰退や主要工場が撤退した地域では、撤退した企業やそれに代わって誘致された企業と自治体を中心に、地域経済再生が行われてきた。移行後の産業と企業の関係は大きく以下の三つに分類される。
  - パターン1：大規模工場の撤退後、当該企業の事業転換により地域の産業構造が変化
  - パターン2：大規模工場の撤退後、企業・工場跡地に新たな企業が立地し、地域の産業構造が変化
  - パターン3：大規模工場の撤退後、新たに造成された産業振興エリアに企業が誘致され、地域の産業構造が変化
- 今後の公正な移行の検討に当たって、このような国内の移行経験も参考になるのではないか。

### 国内の移行事例

| No                                | 地域       | 移行の概要                           |
|-----------------------------------|----------|---------------------------------|
| <b>パターン1：既存企業の事業転換</b>            |          |                                 |
| 1                                 | 福島県いわき市  | 石炭 ⇒ 観光、機械                      |
| 2                                 | 山口県宇部市   | 石炭 ⇒ 化学（高付加価値化）、電機              |
| 3                                 | 北海道室蘭市   | 鉄鋼 ⇒ 特殊鋼・鋼材加工、機械                |
| 4                                 | 福岡県北九州市  | 鉄鋼 ⇒ 鉄鋼（高付加価値化）、環境・ハイテク・自動車     |
| 5                                 | 三重県四日市市  | エチレン ⇒ 化学（高付加価値化）、電機            |
| 6                                 | 愛媛県新居浜市  | エチレン、アルミニウム精錬 ⇒ 化学（高付加価値化）、ハイテク |
| 7                                 | 新潟県上越市   | アルミニウム精錬 ⇒ アルミ加工、ハイテク           |
| <b>パターン2：企業・工場跡地への新たな企業の立地</b>    |          |                                 |
| 8                                 | 東京都武蔵村山市 | 加工組立（自動車） ⇒ サービス（商業等）           |
| 9                                 | 京都府宇治市   | 加工組立（自動車） ⇒ ハイテク                |
| <b>パターン3：新たに造成された産業振興エリアに企業誘致</b> |          |                                 |
| 10                                | 福岡県大牟田市  | 石炭、化学 ⇒ 化学（高付加価値化）、環境・リサイクル     |
| 11                                | 福岡県宮若市   | 石炭 ⇒ 自動車、機械                     |
| 12                                | 岩手県釜石市   | 鉄鋼 ⇒ 一般機械                       |

## 欧州の移行制度を踏まえた検討の必要性

- 欧州のように我が国でも「公正な移行」を検討するうえで、「公正な移行基金」制度の特徴（圏域レベルでの計画策定とそれに対応した包括的支援）を踏まえ、多様な地域の状況に応じた制度の検討が必要ではないか。

### EUの公正な移行基金制度の特徴

#### 圏域レベルでの計画策定

- 公正な移行基金の利用を希望する国は、気候中立移行に伴うダメージが大きい地域と産業を特定し、圏域計画を策定し、欧州委員会が審査、補助金配分を決定。
- 圏域レベルでの移行による課題の分析、課題解決に必要な施策・事業の検討を行う。

#### 十分な計画期間の設定

- 圏域計画の目標は、国の目標との整合がとられた体系的な移行計画を策定する。
- 2030年、2050年を目標とした長期的な計画により、計画的かつ円滑に移行を進めることが可能。

#### 移行の影響評価、目標および進捗管理に定量評価を導入

- 補助金配分の公平性を担保するため、移行の影響評価（雇用、GDP等）、目標および進捗管理には共通の指標を設定し、定量評価を導入。
- 定量的に設定した目標の達成度が65%以下の場合は補助金を減額する可能性がある。

#### 支援対象は新産業の育成、雇用の流動性確保等

- 支援対象となる事業は、「①新たな産業創出のための投資」「②グリーン化への投資」「③労働者への支援等」の大きく三つである。

# 国際関係① これまでの実績



- 環境問題には国境がなく、地球規模で取り組む必要がある以上、国際的な協調は欠かせない。環境は今や、分断された国家間をも結びつける、外交上の重要なアジェンダでもある。しかし、第一次環境基本計画以降、国際情勢は大きく変化している。

## 国際情勢の主な変化

### 地政学的な変化と進む分断化

- 大きな地政学的な変化として、欧米の影響力が低下したことに伴い、**世界がGゼロ化（国際秩序を主導するリーダー国家が不在となる状況）**しているとの指摘がある。
- また、**世界が分断化している**との指摘がある。いわゆる権威主義的国家が台頭するとともに、米中の対立が顕在化した。

### 我が国の影響力の低下

- 我が国の人団やGDPの世界全体に占める割合が低下している。国際貢献の分野では、ODA拠出額のDAC加盟国における割合は、1990年の17%から2021年の9%に低下した。
- 国際競争力の面では、世界競争力年鑑における日本の競争力は、1994年の3位から、2021年には34位に低下。

### グローバル化の進行とCOVID-19パンデミック、ウクライナ危機の影響

- 2021年の世界貿易総額は過去最高となるなど、**世界の貿易は拡大を続けている**。
- 他方、気候変動による大規模災害、COVID-19パンデミック等によって**サプライチェーンが混乱する事態が発生**している。

### アジア・太平洋諸国、途上国との関係

- ASEAN諸国を含むインド太平洋との関係が、「自由で開かれたインド太平洋地域」や「QUAD」の枠組みに代表されるように、**経済的な関係のみならず地政学的にも重要**。
- 検討会では、これから国際協力は、我が国で培った技術・ノウハウを供与する、ということだけではなくて、**一緒に海外のシーズを育ててあげる、それを通じて我が国もむしろ学ぶ**という面が出てくる、という意見があった。

### 企業関連

- GAFAM等のプラットフォーマーと呼ばれる企業が急進した。
- ESG投資が急拡大とともに、自社の活動のみならず、**バリューチェーンを通じた環境負荷低減の取組が企業に求められる時代**となった（企業の情報開示への要請）。

## 環境における外交の位置付け

- 特に1990年代以降、気候変動や生物多様性などの**地球規模の課題が環境問題の主要なテーマ**になった。
- 国内における取組に加え、国際的な協調関係が課題の解決には不可欠である。**人類の福祉への貢献なくして国民のWell-beingや生活の質の向上は実現できない**。
- 第一次環境基本計画以来、国際情勢は大きく変化している。**内外の取組を一体化させていくことが今後ますます重要**になってくると考えられる。

## 外交における環境の役割

- **分断化した世界においては、環境外交を通じて国際協調を維持・発展させ、我が国の繁栄の基盤を維持していく**という視点が、今後、特に重要になると想われる。
- 1992年以降、気候変動対策をはじめとする**国際環境問題は、首脳間で議論する重要な議題に挙げられる**ようになった。
- また、国家間の対立があっても、気候変動を始めとする地球環境問題は、全世界で取り組むべき課題と捉えられ、**国家間での対話や条約・合意に向けた動きが継続**している。
- 我が国の人団・GDPシェアがかつてより大幅に低下した現状においても、外交・ビジネスにおいて環境が主流化してきていることを踏まえ、**環境面において各国との協調、信頼関係を構築し、リーダーシップを發揮することで、高い国際的地位を維持していく必要**がある。
- そのためには、**我が国は国際的に他の国々の環境改善、国際的環境問題の解決する政策が、同時に日本にとってプラスの便益をもたらす可能性**があるという考え方も重要である。
- 「新たな成長検討会」においては、今後は環境における外交の位置づけ、また**外交における環境の役割を意識し、戦略的に活用していくべきではないか**との意見があつた。

## 国際関係② 今後の取組の方向性

- 我が国はリーダーシップを発揮して、G7の結束に貢献し、G20の場での協調を促進するとともに、多国間環境条約や各種の国際ガイドライン等、公平かつ実効性のある国際的なルールの形成へ積極的に関与していくことが重要ではないか。
- 外交、ビジネスにおける環境の主流化を踏まえ、環境を軸とした国際戦略の必要性が指摘されている。

### 国際社会におけるリーダーシップ

#### 国際的なルール形成、枠組み形成に向けたリーダーシップ<sup>¶</sup>

- 「勝負の10年」を踏まえ、国際協調体制を維持・発展させていくために、我が国はそのリーダーシップを發揮すべきである。
- 検討会では、既存の国際社会における支援の枠組を、いかに環境・社会の要素を統合したものに転換していくかが重要。これは地域循環共生圏の考え方を国際的なパートナーシップの中に取り入れ、拡大・発展させていくことでもあるとの意見があった。
- 国家間の協力だけでなく、最近では、非政府組織や企業等との協力も重要なになっている。TCFDやTNFDについては、環境省を始め、関係省庁がルール形成に関与している。

#### 1.5℃目標の達成に向けたリーダーシップ<sup>¶</sup>

- 我が国は、G20を中心とする大排出国との協調・取組をも促し、世界全体での1.5℃目標の達成を主導していくべきである。
- 中小排出国への努力なくして1.5℃目標の達成は不可能であることから、我が国が率先して2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を促進し、この34%に当たる中小排出国への削減を先導することが重要である。

#### 環境的魅力の向上とリーダーシップ<sup>¶</sup>

- 今後、環境面を含めて我が国がリーダーシップを取るには成長が不可欠であり、成長なくして日本が頼れる国となることは難しい。国際協力の上で、日本が環境・経済の面で進んでいなければ、他の国が関心を引くのは難しい。
- 検討会では、人口減少下において日本の研究者・専門家の総数が減少していく中で、海外から日本に高度人材を呼び込むことが必要であるとともに、研究機関や企業、自治体にも、環境・ネイチャーポジティブの観点で外国の高度専門家が入ってくると良いという意見があった。

### 国際社会におけるパートナーシップ

#### 海外インフラ展開の推進

- 国家間のパートナーシップの構築に当たっては、ともに知恵を出し合う共進化型の国際連携や、Co-innovationという考え方が重要である。

#### 都市間連携とマルチの活動

- 脱炭素かつ強靭な社会の実現のためには、様々なセクターを統合し、地域の経済・特性に応じた計画立案・対策を実施可能な地方政府の取組が重要となる。

#### 二国間クレジット制度（JCM）の活用

- 途上国等への優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用することが可能となる。

#### 公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）

- 途上国が主導して計画を立てながら、他国政府や諸機関が支援を行う。

#### その他のパートナーシップ<sup>¶</sup>

- 非政府組織、企業等との協力も重要。検討会では、コミュニティを支援する点では、民間NGOが大きな役割を果たしたとの指摘もあった。

#### マルチステークホルダーとの対話

- 多国間合意を形成するプロセスとしては、マルチステークホルダーとの対話が要求される場合もある。

#### 様々な国際ルールに対する参画の必要性

- 検討会では、今後の論点として、政策統合が進めば進むほど、統合した政策を支える政府内の横断的体制、連携が非常に重要なとの指摘があった。

#### 先進国と途上国との公平性とロス＆ダメージ

- 検討会では、先進国が間接的に途上国の環境を悪化させているという社会的公平性の点まで繋げる必要があるとの指摘があった。

## 環境を軸とした国際戦略の必要性

国境を越えた協力と牽制関係の両方を含めてグローバル経済が変化してきていることを踏まえると、環境という軸でグローバルな世の中の在り方や経済のメカニズムがどのように変わってきたかということをしっかりと整理して、我が国としての戦略を検討すべきではないか。